# Disclosure

ディスクロージャー

# 2011

— JA理解が深まることを願って —

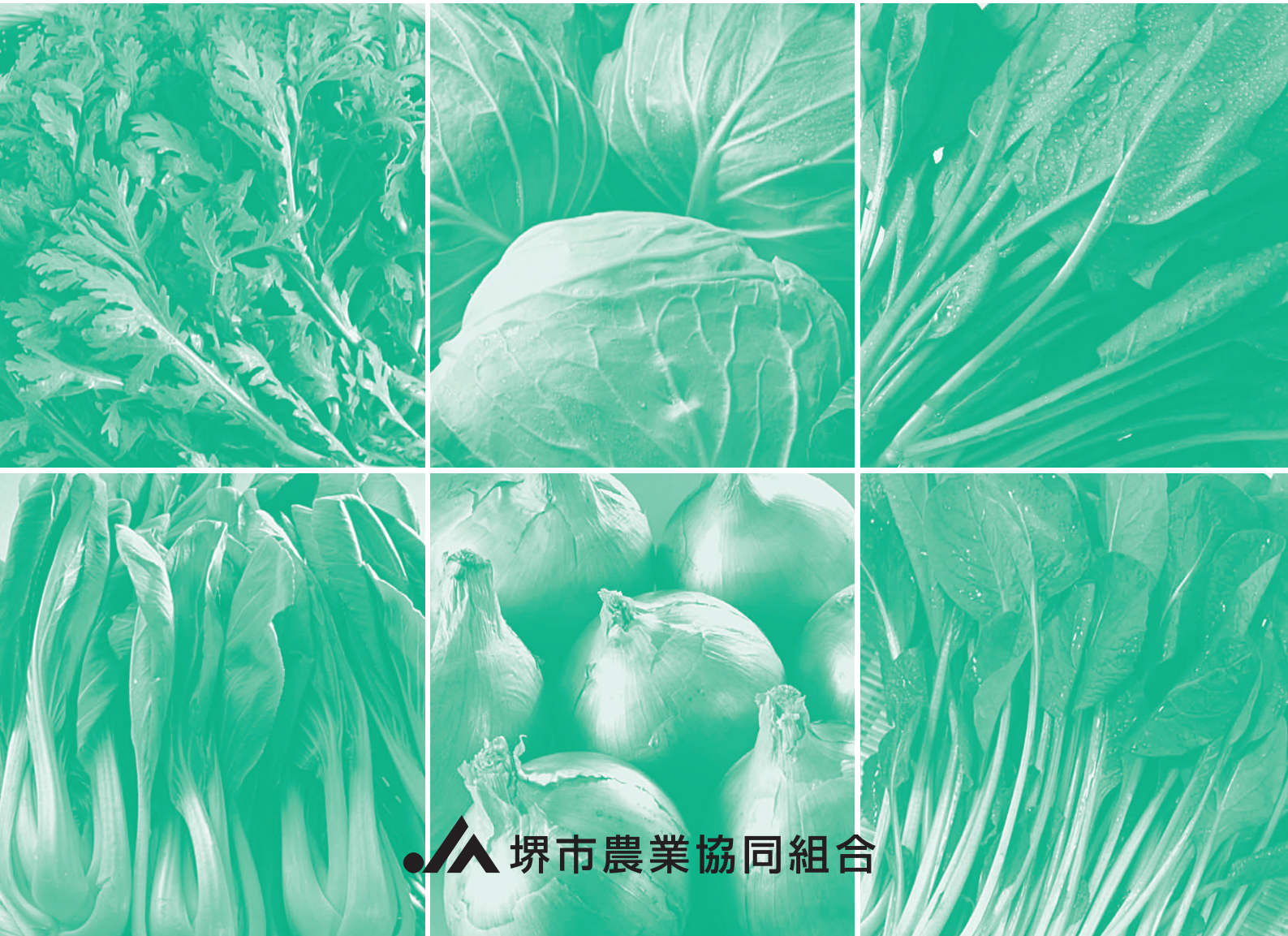

JA 堺市農業協同組合

## はじめに

ＪＡ堺市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当組合に対するご理解を一層深めていただくために、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のみなさまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー2011」を作成いたしました。

みなさまが当組合の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年7月　堺市農業協同組合

## ＪＡのプロフィール

※平成23年3月31日現在

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ◇設　　立 | 昭和44年3月 | | | | |
| ◇本所所在地 | 堺市西区上野芝町2丁 | ◇組合員数 | 22,508人 | ◇支　　所 | 21カ所 |
| ◇出資金 | 11億円 | ◇役員数 | 31人 | ◇営農センター | 1カ所 |
| ◇総資産 | 3,798億円 | ◇職員数 | 292人 | ◇農産物直売所 | 1カ所 |
| ◇単体自己資本比率 | 18.09％ | | | ◇生活センター | 1カ所 |

## Disclosure　もくじ


ごあいさつ……1

【事業活動の案内】
1．経営理念……2
2．経営方針……2
3．経営管理体制……2
4．農業振興活動……2
5．地域貢献情報等……3
6．事業の概況……4
7．事業活動のトピックス……6
8．リスク管理の状況……8
9．主な事業の内容……17

【経営資料】
Ⅰ．決算の状況……28
Ⅱ．損益の状況……42
Ⅲ．事業の概要……44
Ⅳ．経営指標……53
Ⅴ．バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示
≪定性的な開示事項≫……54
≪定量的な開示事項≫……57

【ＪＡの概要】
1．機構図……62
2．役員一覧……63
3．組合員数……63
4．組合員組織の状況……63
5．特定信用事業代理業者の状況……63
6．地区一覧……64
7．店舗一覧……65
8．沿革・あゆみ……66

開示項目一覧……68


### ●ディスクロージャーとは

ディスクロージャー（Disclosure）とは、通常、「情報開示」を意味し、国や行政が文書を一般の市民に公表する事や、企業が株主や利害関係者のために、財務情報や企業活動の情報を公開することをいいます。

ＪＡにおいても、信用事業の業務範囲の拡大にともない、経営情報の開示を通じて経営の透明性を高める観点等から、信用事業を行うＪＡについてのディスクロージャーが農業協同組合法（第54条の3）により求められています。

ＪＡが一般の金融機関と大きく異なっている点は、信用事業のほかに共済・購買・販売等といった各事業が、相互補完的に結合した複合的な事業体であるということです。

そして一番大きな違い、それはＪＡが組合員により組織され、組合員が運営し、組合員が利用する非営利・協同組合組織であるということです。すなわち、一般の金融機関であれば、いかに利益を上げて高い株式配当に努めるかが最も重要視されるわけですが、ＪＡにおいては、いかに組合員利用者の方々に貢献するかが大切で、それがＪＡ設立の目的でもあります。

そこには、経営効率の指標では計れない様々な事業、例えば指導事業や利用事業等、またそれらにともなう共同利用施設・設備等の設置など、営利法人には見られないＪＡの特徴的な事業・経営があります。

事業内容に違いがあっても、皆様の大切な財産をお預かりしている以上、また、協同組合組織として当然のこととして健全で安定した経営に心がけるとともに経営内容を公開し、組合員等利用者・地域住民の皆様の信頼を得ることが重要だと考えています。

※1．本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。
※2．計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

# ごあいさつ

堺市農業協同組合
代表理事組合長
土山和英

組合員・利用者のみなさまには、平素よりＪＡ堺市に温かいご支援、ご愛顧をいただきまして、誠にありがとうございます。また、東日本大震災により被災されたみなさまには一日も早い被災地の復興を心よりお祈り申しあげます。

わが国は、東日本大震災という未曾有の大惨事に見舞われ、原発事故に端を発するエネルギー問題は国内だけでなく海外にも多大な影響を与えています。現在は時間経過とともに、被災企業の復旧は進展しているものの、原発事故から波及している電力不足問題や風評被害など、厳しい状況が続くなか、国民全体が一致団結して取り組まなければならない問題となっています。ＪＡグループでは被災地の復興に向けた最大限の取り組みを行うなか、ＪＡ堺市でも組合員のみなさまの多大なご協力のもとに義援金活動を行いました。

また、農業を取り巻く環境においても、農業従事者の高齢化や担い手不足など課題が山積するなか、政府が交渉参加を総合的に検討しているＴＰＰでは、食料自給率の大幅な低下が懸念されるため、今後の動向を注視していかなければなりません。

このような背景のもと、協同組合が本来持つ相互扶助の精神による助け合い、そして農業を取り巻く分野でのＪＡの存在意義が問われようとしています。

ＪＡグループでは、国内農業の存続の危機に対しＪＡ全国大会で掲げた「農業の復権」と「地域の再生」に基づき、わが国の農業と地域経済･社会のあり方を提言してきました。

ＪＡ堺市においては、経営理念に掲げた「食」「農」「緑」を守り、「協同の和と輪を広げるＪＡ活動」を基本方針として策定した『第６次地域農業振興計画』ならびに法令等順守と健全経営を基本とした『第10次中期経営計画』に基づき事業展開につとめた結果、自己資本比率18.09%と高い水準を保つことができました。

今後、農業者戸別所得補償制度の実施や、農業が様々な産業と連携し新たな付加価値を生み出す６次産業化など「農」が見直される大転換期を迎えるなか、協同組合の持つ総合事業体としての強みを生かし、組合員とのふれあい・つながりを重視し、情勢の変化に即応できる組織体制・事業基盤の強化と健全経営を基に、将来を見据えた事業展開につとめてまいります。

本誌『ディスクロージャー 2011』は、当組合の取り組みや経営内容を正しくご理解いただき、当組合への信頼度が一層深まることを願って作成しました。ＪＡの特徴といえます信用・共済・購買など総合事業の活動案内に加え、経営資料として近年の業績やリスク管理の状況などを説明しています。是非ご一読いただき、みなさまと当組合とのつながりが、より強固なものとなることを願っています。

今後とも、みなさまにはなお一層のご支援ご協力をいただけますよう、心からお願い申しあげます。

平成23年７月

事業活動の案内

## 1 経営理念

●ＪＡ堺市は、農業振興を通じて、「食」・「農」・「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
●ＪＡ堺市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
●ＪＡ堺市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

## 2 経営方針

◆基本方針

『協同の和と輪を広げるＪＡ活動』

組合員間の協同をさらに強化するとともに、地域の住民や団体、企業との連携・課題の共有化など、組合員を中心とした多様な協同を創出し支えることで、協同の和と輪を広げ、組合員・地域に役立つＪＡを目指します。

◆基本目標

１．組合員・利用者満足度の向上と「食」「農」「地域」への貢献

農業・生活構造の変化に対応した都市農業の振興とくらしの活動を通じて、「食と農」を軸としたＪＡ活動を活性化させることで、組合員・利用者の満足度を高めるとともに、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献します。

２．組織基盤の拡充と事業・経営管理体制の強化

他業態との顧客獲得競争が熾烈化するなか、ＪＡファン層の拡大と組合員加入促進により組織基盤を拡充し、事業の活性化を進めます。また、法令順守・リスク管理の徹底により内部統制整備に取り組むとともに、協同を支え、組合員をはじめ地域のみなさまから信頼と理解を得られる組織を目指し、さらなる変革を進めます。

## 3 経営管理体制

◇経営執行体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産者組織や女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、経営管理の強化をはかっています。

## 4 農業振興活動

営農センターおよびハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を拠点として、消費者との連携による都市農業の振興と地域社会づくりを基本方針とし、地域農業の持続的発展と消費者の求める新鮮で「安全・安心」な農産物の提供をはかるため、今後５年間にわたり取り組む『第６次地域農業振興計画』を策定し、実践しています。

### ■第６次地域農業振興計画（実践年度　平成22年度～平成26年度）

◆基本方針

『消費者との連携による都市農業の振興と地域社会づくり』

◆基本目標

Ⅰ．水田等を中心とした地域農業の振興と多様な担い手の育成
Ⅱ．地場産農産物のブランド化による所得の向上
Ⅲ．購買・販売事業と連携した営農指導の強化

Ⅳ．農と市民の交流、共生
Ⅴ．農家生活を支援する相談活動
Ⅵ．心を豊かにする生活文化活動

主な取り組み

◇営農センターに営農経済渉外担当者９名を配置して安全・安心な農産物の生産指導を実施
◇大阪エコ農産物認証制度に基づく堺ブランド農産物『泉州さかい育ち』の生産推進と販路拡大
◇「定年帰農者等登録制度」や「新規就農者育成支援資金」の制定など農業の担い手確保・育成支援
◇「ハーベストの丘農産物直売所」を新築し堺市に寄付するとともに指定管理者として運営
◇毎年11月23日に堺市・堺市農業委員会との共催により「堺市農業祭」（平成22年度９万人来場）を開催
◇学校給食および「ハーベストの丘農産物直売所」に出荷する全農産物の生産履歴記帳制度を実施
◇堺ブランド農産物『泉州さかい育ち』生産履歴情報をホームページ上に公開
◇観光農業振興会を通じたＪＡ市民農園（178ａ）や体験農園（９ヵ所）による農業交流活動
◇学校給食への地場産タマネギの提供

# 5 地域貢献情報等

## （１）全般に関する事項

当組合は、堺市（美原区の一部を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（互いに助け合い、互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

また、当組合の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域に根ざした協同組合としての社会的責任や公共的使命のもと、健康で豊かな地域社会の実現に向けて、地域住民のくらしや文化活動に貢献する取り組みを行っています。

## （２）地域からの資金調達の状況

当組合の平成23年３月末の貯金残高は、358,044百万円で、組合員・利用者のみなさまの計画的な資産づくりをお手伝いするため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています（商品一覧は20ページをご覧ください）。

## （３）地域への資金供給の状況

当組合の平成23年３月末の貸出金残高は、58,856百万円で、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当組合では資金を必要とする組合員のみなさまや、地方公共団体などにご利用いただいています（商品一覧は21ページをご覧ください）。

なお、融資残高の内訳および制度融資の概要は以下のとおりです。

**【融資残高の内訳】**　（単位：千円）

| 貸出先別 | | 貸出残高 |
|---|---|---|
| 組合員 | | 38,596,048 |
| 員外 | 地方公共団体 | 15,086,123 |
| | 地方公社等 | 0 |
| | 金融機関 | 4,600,000 |
| | その他員外 | 573,863 |
| | 計 | 20,259,986 |
| 合計 | | 58,856,035 |

（注）地方公社等とは、農業協同組合法第10条第20項第１号および第２号の規定によるいわゆる過半出資非営利法人、産業基盤整備関連法人および生活環境整備関連法人をいいます。

**【制度融資の概要】**　（平成23年３月31日現在）

| 制度資金名 | 内容 | 件数 |
|---|---|---|
| 大阪府農業近代化資金 | 農業経営改善に必要な農業関係施設等の整備拡充を目的とする。 | 3 |
| 大阪府特定賃貸住宅建築資金 | 一定水準以上の優良賃貸住宅の供給促進を目的とする（現在は堺市が同制度に対応）。 | 1 |

（注）上記の制度資金は基準日現在で当組合において貸出残高のあるものを記載しています。

## （４）文化的・社会的貢献に関する事項

＜主なもの＞

○小学３年生を対象としたＪＡ堺市オリジナル農業啓発小冊子『わたしたちの農業』ならびに小学５年生を対象としたＪＡバンク食農教育応援事業製作の教材本を堺市教育委員会を通じて市内全小学校（100校）に寄贈
○食農教育用ＤＶＤ『私たちのまち“堺のみのり”』の作成と市内全小学校（100校）・市立図書館（14館）に寄贈
○管内小学校（100校）にＪＡグループの子供雑誌『ちゃぐりん』を毎月贈呈
○『堺市小学生夏休み児童作品コンクール』（後援：堺市、堺市教育委員会）を毎年開催
○「こども110番」への参加（全店舗・公用車・バイクへのステッカー貼付）
○職員による「日本赤十字社」献血運動への積極的参加
○地域ごとの総合健康診断を毎年実施
○税理士による無料税務相談会の実施（本所にて毎週火曜日および顧問税理士事務所にて毎月第２木曜日（一部月を除く））
○弁護士による無料法律相談会の実施（本所にて毎月第１・３木曜日および第４土曜日（一部月を除く））
○社会保険労務士による無料年金相談会の実施（３支所毎にて毎月第２土曜日および本所にて第３水曜日（一部月を除く））
○各支所年金友の会によるレクリエーション活動や同連絡協議会主催の講演会を毎年開催
　平成22年度講師　藤田　弓子氏　演題「いくつになっても旬」
○各支所に資産管理研究会を設置するとともに同連絡協議会で情報誌『みのり』の定期発行と講演会を毎年開催
　平成22年度講師　朝日中央経済法律事務所　弁護士　杉田　誠氏　演題「貸家・貸地の紛争事例大研究」
○組合員に広報誌『ＣＲＯＰ（くらっぷ）』を毎月郵送し、農業関連や生活関連情報を提供
○インターネット上の「ＪＡ堺市ホームページ」による食農教育コーナーの開設や各種情報の受発信
○本・支所窓口に助聴器・筆談器を設置

# 6 事業の概況

## 経営環境

わが国の経済は、輸出と生産部門で持ち直しの動きがみられるなど、景気の「踊り場」から脱却する兆しも見え始めていましたが、「東日本大震災」発生による甚大な社会的影響や世界的なエネルギー価格の上昇など、先行きの不透明さは拡大しています。

農業を取り巻く情勢では、後継者不足等による耕作面積の減少が進むなかにあって、政府はＴＰＰ（環太平洋連携協定）への交渉参加の判断時期を総合的に検討しており、ＪＡグループでは、断固反対の姿勢をとるとともに農業復権への政策提言案を取りまとめ、「５年後の目指すべき農業像と地域経済･社会像」を明示しています。また、農業者戸別所得補償制度の本格実施など、これまでになく農業への関心度が大きくなるとともに、ＪＡ経営にとって大きな転換期を迎えつつあります。

このため本年度は、『第10次中期経営計画』の基本方針「協同の和と輪を広げるＪＡ活動」を柱に、『第６次地域農業振興計画』の着実な実践と、協同組合の持つ総合事業体としての強みを生かし、組合員満足度の向上と消費者との連携による都市農業の振興をはかり、地域社会づくりに貢献してまいります。

また、協同を支え安定したＪＡ経営を持続するため、組合員との関係強化と法令順守を第一義として、着実な事業伸張につとめるとともに、組織基盤の拡充と事業・経営管理体制の強化をはかり、地域からの信用・信頼・支持されるＪＡづくりにつとめます。

### ◆指導事業

#### 〔営農指導〕

「総合的な営農指導体制」の確立に向け、営農経済渉外担当者による組合員宅･ほ場への定期巡回活動や購買店舗営農相談コーナーでの相談および土壌診断など、営農情報の提供と的確なアドバイスにより、組合員とのつながりを強化するとともに、経済事業と一体化した指導購買の充実につとめました。

定年帰農者等登録制度には新たに６名の登録があり、地産地消に貢献できる農業者等に対する大阪版認定農業者制度への認定誘導や技術講習会等を開催するなど、多様な農業の担い手確保と支援･育成につとめ、『第６次地域農業振興計画』の着実な実践に取り組みました。

また、営農指導に係る資格取得や勉強会などを通じて担当者の資質向上をはかるとともに、各振興会会員をはじめ、水稲農家やハーベストの丘農産物直売所出荷者などを対象とした各種講習会を開催し、農薬の適正使用や生産履歴記帳の指導強化により、消費者が求める新鮮で安全・安心な堺産農産物の生産と地産地消の推進につとめました。

#### 〔農政活動〕

政府がＴＰＰ（環太平洋連携協定）への参加を検討するなか、ＪＡグループ大阪では国内農業の崩壊をもたらす当交渉への参加反対の立場から対策本部を設置し、関連団体と連携し活動を行っているところです。そのようななか、当ＪＡでは「ＴＰＰ問題を考えるセミナー」への参加や、「ＴＰＰ交渉参加反対１千万人署名全国運動」に取り組みました。

一方、「戸別所得補償モデル対策」では、行政との連携のもと、地域の特性を生かした水田農業の確立に取り組んだ結果、生産調整目標を達成することができました。

また、農と市民との共生と「地元さかい農業」への理解を深める活動として、市民農園・体験農園の開園や第35回堺市農業祭（11月23日大仙公園にて）を開催するとともに、市内小学３年・５年生全児童へ食農教育用ＤＶＤはじめ教材本を贈呈するなど、地域農業振興活動に取り組みました。

#### 〔相談活動〕

組合員の農地保全や資産管理・活用では、資産管理連絡協議会講演会の開催や情報誌『みのり』の発行による情報提供につとめました。また、弁護士・税理士による個別相談および各種記帳・決算指導や確定申告相談への対応を行いました。

生活文化活動では、ゆとりと安心してくらせる生活・地域社会づくりを目指し、組合員健康診断の実施や年金友の会連絡協議会講演会を開催しました。

女性会活動では、本部・支部・クラブ活動等の取り組みにより組織の強化・活性化をはかるとともに、農産加工技術の承継と料理講習会等の開催による「地産地消」「食農教育」の普及推進につとめました。

### ◆購買・販売事業

経済事業の一層の効率化をはかるため、購買店舗・購買倉庫を供給拠点として年３回の特別供給日制度の実施や自己引き取りの定着化への取り組みを行うとともに、営農経済渉外担当者と連携した指導購買の推進により、組合員・利用者の利便性向上につとめました。

また、「感謝と絆」をテーマに開催したＪＡフェア（８月21･22日）では、２日間で2,300人を超える来場者を迎え、組合員との絆を深める場として、所期の目的を達成できました。

販売事業では、学校給食米の供給量確保のため、買取価格の増額など独自の出荷対策を実施するとともに、ハーベストの丘農産物直売所では、「またきて菜」の愛称のもと、地産地消の拠点として、各種媒体を使ったＰＲやイベント開催などによる集客増強をはかるとともに、消費者目線を重視したなかで、新鮮で安全・安心な地場農産物の販売促進につとめました。

**【事業実績】**

| | |
|---|---|
| 購買品供給高 | 581,471千円 |
| 販売品取扱高 | 439,742千円 |

## ◆信用事業

地域に密着したＪＡの利便性と、ＪＡバンクシステムによる高度な金融機能サービスの提供をはかるとともに、事業量拡大につとめました。

また、多くの金融機関が個人取引を重視するなか、顧客基盤の安定・確保に向け、組合員・利用者の取引メイン化「インクローズ（囲い込み）作戦」の推進や新規顧客獲得などを重点とした渉外推進体制の強化をはかりました。

貸出金では、住宅着工件数の減少など厳しい推進環境のなか、住宅ローンを中心とした推進活動を本・支所一体となり展開しました。

【事業実績】

| | |
|---|---|
| 貯金残高 | 358, 044, 546千円 |
| 貸出金残高 | 58, 856, 035千円 |

## ◆共済事業

組合員・利用者とその次世代層とのつながりを強化し、多様化するニーズに対応したサービス提供力・推進力の向上を目的に「３Ｑ（サンキュー）訪問活動」や新規取引先拡大への取り組みなど、提案型普及推進活動の実践により、「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供につとめました。

また、契約者保護と保有契約の健全性を確保するための契約内容自主点検の実施や、契約の引受･審査処理の効率化と支払査定業務の迅速化をはかるなど、事務処理・事故処理体制の充実により組合員・利用者満足度の向上につとめました。

【事業実績】

| | | |
|---|---|---|
| 長期共済 | | |
| | 保有高 | 643, 963, 471千円 |
| | 新契約純増額 | 35, 646, 780千円 |
| 年金共済 | | |
| | 保有高 | 6, 144, 105千円 |
| | 新契約純増額 | 414, 900千円 |
| 火災共済 | 新契約件数 | 1, 865件 |
| 自動車共済 | 新契約件数 | 7, 486件 |
| 傷害共済 | 新契約件数 | 2, 051件 |
| 個人賠責共済 | 新契約件数 | 361件 |
| 自賠責共済 | 新契約件数 | 2, 271件 |

## ◆管理関係

組合員・利用者から一層の安心と信頼を確保し、経営の透明性・健全性の向上をはかるため、監査体制の充実と法令等順守態勢の強化につとめ、財務報告の信頼性確保に向けた内部統制システムの構築に取り組みました。

また、組織の活性化と組織基盤の強化をはかるため、組合員加入推進に取り組むとともに、内部留保による自己資本の充実につとめた結果､22年度末の自己資本比率は18. 09%と高水準を維持することができました。

施設管理面では、本年２月に東百舌鳥支所新事務所の新築工事を着工し、９月竣工を予定しています。

## ◆損益の状況

経常利益・税引前当期利益・当期剰余金は前年に比べ増加しました。これは、信連に対する利用率向上による信用事業総利益の増加や、共済事業における保有高伸長、そして販売事業拡大による事業利益拡大によるものです。なお、新会計基準により資産除去債務を特別損失に計上しています。

【実　　績】

| | |
|---|---|
| 経常利益 | 729, 900千円 |
| 税引前当期利益 | 699, 421千円 |
| 当期剰余金 | 508, 687千円 |

## ◆資金調達等の状況

１．資金調達
　とくに記載すべき重要な事項はありません。
２．設備等への投資
　とくに記載すべき重要な事項はありません。

## ◆組合が対処すべき課題

**１．地場農産物のブランド化と販路拡大による農家所得の向上**
- ハーベストの丘農産物直売所出荷登録者の増強
- 多様な農業の担い手づくりに対する啓発と取り組み
- 堺産農産物「堺のめぐみ」ブランドの確立
- 環境保全型農業の推進
- ＧＡＰ（農業生産工程管理手法）の段階的導入

**２．農を中心とした地域貢献**
- 生産者と消費者の連携による地産地消運動の拡充
- 食農教育への取り組み強化
- 農地の多面的機能の発揮
- 農地の利用集積等、不耕作農地の解消に向けた取り組み

**３．安定した経営基盤の確立**
- 安定取引先の組合員加入推進
- 適正利益確保による内部留保の充実

**４．内部統制の強化**
- 内部統制システムの充実
- 総体的リスク管理体制の確立

# 7 事業活動のトピックス

## 4月 Apr.

1　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部棚卸監査
5～7/7　組合員健康診断（延べ29日間で1,035人受診）
5～9　戸別所得補償モデル対策事業支所別説明会
10　住宅ローン相談会（全支所）
10・21　年金相談会（津久野・日置荘・美木多・本所）
22～24　第15回ＪＡ石材大商談会（府下７ＪＡが共催）
23・24　水稲技術講習会（32人参加）

## 5月 May.

1～26　水稲は種・育苗作業（55,700枚）
1～6/30　農繁期対応（土・日曜日営業）
6～10　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部期末監査
8・15　住宅ローン相談会（全支所）
8・19　年金相談会（登美丘・金岡・鳳・本所）
12　野菜振興会総代会（33人出席）
14　緑花振興会総会（17人出席）
18　観光農業振興会総会（19人出席）
20　果樹振興会総会（25人出席）
21　第41回女性会通常総代会（107人出席）

24・25　監事監査（平成21年度決算監査）
26　農作業受託協議会総会（８人出席）

## 6月 Jun.

1　４Ｈクラブ総会（19人出席）
1～17　請負田植え（21ha）
1～7/30　夏期貯蓄キャンペーン（13億円挙績）
1～9/30　夏のエコスタイルキャンペーン実施
10～17　支所別決算説明会（1,396人出席）
12　住宅ローン相談会（全支所）
12・16　年金相談会（中央・百舌鳥・久世・本所）
15　女性会リーダー研修会（155人参加）
20　第41回通常総代会（488人出席）
24　大阪エコ農産物認証制度説明会
24・25　大阪エコ農産物認証制度申請受付

## 7月 Jul.

6～14　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部期中監査Ⅰ
8　観光農業振興会視察研修会（11人参加、和歌山県ＪＡみなべいなみ・ほんまもんふるさと産地直売所）
8・9　女性会会員の集い（351人参加、石川県　和倉温泉方面）
9・10　水稲技術講習会（35人参加）
10　住宅ローン相談会（全支所）
10・21　年金相談会（中部南・浜寺・東陶器・本所）
12　農産物直売所野菜出荷部会設立総会
13　農産物直売所果樹出荷部会設立総会
15　資産管理・年金友の会連絡協議会
15　資産管理連絡協議会講演会（86人出席、「貸家・貸地の紛争事例大研究」講師　朝日中央経済法律事務所　弁護士　杉田　誠氏）
16　農産物直売所加工出荷部会設立総会
17　農産物直売所緑花出荷部会設立総会
21～23　コンプライアンス研修会（全職員参加、講師　㈱経済法令研究会　山岸　進氏）
21～27　戸別所得補償モデル対策事業現地調査

## 8月 Aug.

1　情報開示の一環として作成した「ディスクロージャー誌」を全組合員に郵送（ＣＲＯＰに同封）
2～7　秋の特別供給日（1,462万円供給）
9～27　農業・不動産所得の記帳指導（43件）
14・16　住宅ローン相談会（全支所）
14・18　年金相談会（五箇荘・深井・西陶器・本所）
21・22　ＪＡフェア（来場者2,350人）

24　酪農協議会総会（11人出席）
24　４Ｈクラブ視察研修会（14人参加、兵庫県加古川市方面）
29・30　果樹振興会視察研修会（20人参加、長野県方面）

## 9月 Sep.

1　本・支所窓口に助聴器・筆談器を設置
1～10/31　農繁期対応（土・日曜日営業）
2～22　秋の農機具点検整備（53件）
7　秋冬野菜の栽培講習会（77人参加）
10　人権啓発研修会（役職員参加、「人生・出逢い－茶の間・職場・街角で学ぶ人権－」講師　東大阪大学教授　向出　佳司氏）
11　住宅ローン相談会（全支所）
11・15　年金相談会（八田荘・北八下・上神谷・本所）
19～23　第35回堺市小学生夏休み児童作品コンクール（応募総数22,790点、応募学校数97校）

21～10/20　請負稲刈り（26ha）

## 10月 Oct.

9・16　住宅ローン相談会（全支所）
9・20　年金相談会（東百舌鳥・南八下・福泉・本所）
15　農業祭関連行事「堺の農業見て歩き」（小学校児童336人を招待）

17　女性会が第37回堺まつりに民踊で参加（133人）
21・22　監事監査（半期決算監査）

## 11月 Nov.

1～12/30　年末貯蓄増強運動（91億円挙績）
4～9　平成22年産米集荷（3,883袋）
13　住宅ローン相談会（全支所）
13・17　年金相談会（津久野・日置荘・美木多・本所）
23　第35回堺市農業祭（９万人来場）

29～12/4　春肥特別供給日（1,454万円供給）
29～12/4　廃棄プラスチックフィルム類の回収

## 12月 Dec.

1～3　大豆選粒（360kg）
6～9　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部期中監査Ⅱ
11・12　ハーベストの丘農産物直売所オープン１周年記念イベント

13　大阪エコ農産物認証制度説明会
13・14　大阪エコ農産物認証制度申請受付
14　年金友の会連絡協議会講演会（268人参加、「いくつになっても旬」講師　藤田　弓子氏）
15～17　農作業受託協議会視察研修会（10人参加、大分県片倉チッカリン㈱日出工場）

## 1月 Jan.

8　住宅ローン相談会（全支所）
8・19　年金相談会（登美丘・金岡・鳳・本所）
13～27　農業・不動産所得決算指導（827件）
25　野菜の土づくりと肥料の特性講習会（74人参加）

## 2月 Feb.

3～3/8　確定申告相談（1,136件）

12　住宅ローン相談会（全支所）
12・16　年金相談会（中央・百舌鳥・久世・本所）
15～22　組合員座談会（1,122人出席）
17　野菜振興会役員･総代合同視察研修会（33人参加、兵庫県伊丹市　スマイル阪神）
19　東百舌鳥支所建物建替工事地鎮祭
21　コンプライアンスセミナー（役職員参加、講師㈱経済法令研究会　河野　大直氏）

22　ＣＲＯＰ連絡員会議（28人出席）
22・23　４Ｈクラブ視察研修会（15人参加、岡山県　卜部産業㈱・香川県　まつもと農園）

## 3月 Mar.

1～24　春の農機具点検整備（57件）
7～19　水稲特別供給日（5,700万円供給）
10・11　緑花振興会視察研修会（14人参加、長野県安曇野市　アルプガーデン㈱・マコト農園）
12　住宅ローン相談会（全支所）
15　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部自己査定監査
27　年金セミナー（堺市産業振興センター）

28　農業啓発小冊子『わたしたちの農業』、同資料編（平成23年度版）と食農教育用ＤＶＤ「私たちのまち“堺のみのり”」を堺市教育委員会に寄贈（計9,567冊・97枚）

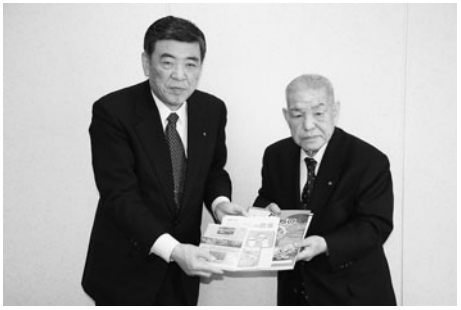

31　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部棚卸監査

# 8 リスク管理の状況

## ◇リスク管理の体制

### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者のみなさまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化につとめています。

#### ①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し各支所と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

#### ②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動にともない損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券などの価格の変動にともなって資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、満期保有を中心とした運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱などにより市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめていま

す。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

**④事務リスク管理**

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減につとめています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

**⑤システムリスク管理**

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備にともない金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用につとめるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「電算機運用管理規程」と「危機管理マニュアル」を策定しています。

## ◇法令順守の体制

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令などを順守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等順守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営体制〕

コンプライアンス体制全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢および順守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進につとめるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

### 〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売などに係る勧誘にあたっては、次の事項を順守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者のみなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくようつとめます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うようつとめます。
5. 組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実につとめます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問やご照会については、適切な対応につとめます。

## 〔個人情報保護の取り組み〕

平成17年４月１日から、個人情報の保護に関する法律が施行されました。ＪＡ堺市では、組合員・利用者のみなさまからの信頼が第一と考え、次の『個人情報保護方針』『セキュリティ基本方針』を掲げ、個人情報の漏えいや内容の改ざんの防止などのための厳格な管理を実施します。なお、当組合における「個人情報の利用目的」は、本・支所店頭に掲示するとともに、ホームページで公開しています。

＜**個人情報保護方針**（平成17年３月24日制定）＞

当組合は、組合員・利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

1．当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に順守します。
個人情報とは、法第２条第１項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2．当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3．当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4．当組合は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つようつとめ、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
個人データとは、法第２条第４項が規定する、個人情報データベース等（法第２条第２項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5．当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6．当組合は、保有個人データにつき法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
保有個人データとは、法第２条第５項に規定するデータをいいます。

7．当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備につとめます。

8．当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善につとめます。

＜**セキュリティ基本方針**（平成17年３月24日制定）＞

当組合は、組合員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預りした情報のセキュリティ(※1)の確保と日々の改善につとめることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

1．当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に順守します。

2．当組合は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないようつとめます。

3．当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、

組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4．当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるようつとめます。

5．当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステム(※2)を確立し、維持改善につとめます。

※1　セキュリティ：安全管理
※2　情報セキュリティマネジメントシステム：
組織的に情報セキュリティの維持と向上のための方策を立案、運用、見直し、改善すること

## 〔利用者保護等への取組み〕

当組合では、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を順守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

＜**ＪＡバンク利用者保護等管理方針**（平成22年10月１日制定）＞

1．当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）および情報提供を適切かつ十分に行います。

2．当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。

3．当組合は、お客さまに関する情報について、法令等にもとづく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。

4．当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるようつとめます。

5．当組合は、当組合との取引にともない、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※　本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等による営む信用事業で取引をされている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

※　本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受け入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

## 〔利益相反管理体制の整備〕

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成20年６月13日法律第65号）により、利益相反管理体制の整備に係る農業協同組合法の改正が、平成21年６月１日より施行されたことに伴い、当組合では、組合員・利用者のみなさまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

＜**利益相反管理方針の概要**（平成21年６月１日制定）＞

1．対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2．利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

⑴お客さまと当組合の間の利益が相反する類型

⑵当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3．利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

⑴利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

⑵各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

⑶利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

⑷各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

⑸利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4．利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

⑴対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

⑵対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

⑶対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限ります）

⑷その他対象取引を適切に管理するための方法

5．利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6．利益相反管理体制

⑴当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底につとめます。

⑵利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7．利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、本所総務部（TEL：072-278-3300）までご連絡ください。

## 〔反社会的勢力への対応〕

当ＪＡでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「内部統制システムに関する基本方針」を改定のうえ方針を定め、これを遵守します（内容については、後記の「内部統制システムに関する基本方針」をご参照ください）。

## 〔組合員からの監事への情報提供窓口の設置〕

当組合の監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（法第35条の５）および農協法施行規則（第81条）にもとづき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当組合の理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いします。

堺市農業協同組合　監事会

記

連　絡　先：住　　所　　〒593－8301　堺市西区上野芝町２丁１番１号
受付監事　　常任監事　　浅井　武　宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

また、当組合は、組合員・利用者のみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談などの専門窓口として下記の「苦情受付窓口」を設置しています。

【信用事業】　業　務　部（TEL：072－278－3500）　【経済、指導、販売事業】　営農経済部（TEL：072－234－1900）
【共済事業】　業　務　部（TEL：072－278－3345）　【総務、人事関係】　総　務　部（TEL：072－278－3333）

## ◇金融円滑化への取組み

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

＜**金融円滑化にかかる基本的方針**（平成22年１月29日制定）＞

1．当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2．当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3．当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4．当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5．中小企業者等金融円滑化法への対応
⑴農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
⑵当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6．当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
⑴組合長以下、常勤役員、部室長を構成員とする「経営会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
⑵信用担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
⑶各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7．当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ◇金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応

1．苦情処理措置の内容
当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
当組合の苦情等受付窓口（072－278－3633、受付時間：９時～17時、金融機関の休業日を除く）
2．紛争解決措置の内容
当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。
・信用事業
東京弁護士会紛争解決センター（03－3581－0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（03－3595－8588）
第二東京弁護士会仲裁センター（03－3581－2249）、仙台弁護士会紛争解決支援センター
山形県弁護士会示談あっせんセンター、埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター
横浜弁護士会紛争解決センター（045－211－7716）、山梨県弁護士会民事紛争処理センター（055－235－7202）
新潟県弁護士会示談あっせんセンター（025－222－3765、025－224－2082）、富山県弁護士会紛争解決センター
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター、愛知県弁護士会紛争解決センター（052－203－1777）
京都弁護士会紛争解決センター（075－231－2378）、公益社団法人総合紛争解決センター（大阪府）
兵庫県弁護士会紛争解決センター（078－341－8227）、岡山弁護士会岡山仲裁センター
広島弁護士会仲裁センター（082－225－1600）、愛媛弁護士会紛争解決センター（089－941－6279）
福岡県弁護士会紛争解決センター（福岡市：092－741－3208、北九州市：093－561－0360、久留米市：0942－30－0144）、鹿児島県弁護士会紛争解決センター
１．の窓口または大阪府ＪＡバンク相談所（06－6204－3669）にお申し出ください。なお，下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。
・共済事業
㈳日本共済協会　共済相談所（03－5368－5757）
㈶自賠責保険・共済紛争処理機構（本部：03－5296－5031）
㈶日弁連交通事故相談センター（本部：03－3581－4724）
㈶交通事故紛争処理センター（東京本部：03－3346－1756）
最寄りの連絡先については、上記または１．の窓口にお問い合わせ下さい。

## ◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況

を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善につとめています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、被監査部門の改善取り組み状況を確認・指導しています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## ◇内部統制システムに関する基本方針（平成20年４月25日制定）（平成23年４月１日改定）

**Ⅰ．内部統制システムの整備に関する基本的考え方**

１．当組合は、内部統制システムの整備にあたり、法令の順守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上をはかります。

２．当組合は、上記内部統制システムの整備のため、内部統制統括部署により、規程・体制等の整備を統括するとともに、内部監査部署による適切性・有効性の検証を行い、組合としてリスクの高い項目についての監査を実施することによって、内部統制システムの有効性を評価したうえ、必要な改善を実施します。

３．組合長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備および運用について責任をもって実施します。

**Ⅱ．内部統制に関する体制の整備**

１．理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス（法令等順守）を当組合の重要課題として位置づけ、コンプライアンスに係る組合全体の考え方を示した「コンプライアンス基本方針」「役職員の行動規範」、および役職員が順守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に周知徹底します。更にコンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度制定することで役職員のコンプライアンス意識の向上をはかります。

②コンプライアンスを確保するための体制として、コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署を総務部とし、コンプライアンス体制全般の検討・審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部署で運営します。

③内部監査部署は、内部管理体制等の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、すみやかに必要な対策を講じます。

④組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン制度）の適切な運用を通して、内部通報制度の運営を確保します。

⑤財務報告の信頼性を確保するために、内部統制統括部署により、財務にかかる業務の仕組みを整備、構築し、必要に応じて業務の改善につとめます。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①「文書管理規程」および「理事会議事録等保管管理および閲覧要領」に基づき理事会議事録・契約書・その他の重要文書は、特定の管理部署等が責任をもって管理します。

②「文書管理規程」および「理事会議事録等保管管理および閲覧要領」に基づき、理事および職員の職務の執行に係る情報の取り扱い・保存・管理が適切に行われることを徹底します。

③理事の職務の執行に係る文書については、関連資料とともに保存・管理するものとし、必要に応じた期間は閲覧可能な状態を維持します。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当組合を取り巻く様々なリスクについて定めた「リスク管理基本方針」や「危機管理マニュアル」に従い、事業全体のリスクを網羅的に管理します。

②総務部企画広報課は、リスク状況の管理およびリスク管理に係る体制の整備・運営等リスク管理の統合的管理を担当します。

③災害や障害の発生など、緊急事態に陥った際は、「危機管理マニュアル」で規定した組織体制や指揮命令系統に従い、業務の早期回復を行うための危機管理対応を行うものとします。

4．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①理事および職員の「職制規程」に従い、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備・運用するものとします。

②理事会は、中長期の経営計画を策定し、全役職員に周知徹底します。

③定期的に理事会を開催し、理事の業務執行状況の監督を行います。

5．監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事と協議のうえ、監査の補助に当たらせます。

6．理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

①監事は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて理事ならびに職員に説明を求めることができます。

②理事および職員は法令等の違反行為、当組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した場合には、監事に報告することとします。

7．その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①常勤監事は、理事会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席します。

②監事は、組合の内部監査部門と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するようつとめます。

③監事は、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的にＪＡ全国監査機構等の外部専門家と連携をはかります。

④監事は、代表理事等との定期的会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表理事等との相互認識を深めるようつとめます。

### Ⅲ．反社会的勢力による被害の防止

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、確固たる信念をもって、以下の事項を定め、排除の姿勢を堅持し、これを順守します。

1．組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決につとめます。

2．外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3．取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4．有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で対応します。

5．裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

## 9 主な事業の内容

# ごぞんじですかJA事業

# みなさまのくらしを支えるＪＡ堺市

ＪＡ堺市は、みなさまの日常生活に欠かせない信用事業（貯金・貸付・為替）をはじめ、共済事業（生命・損害共済）、経済（購買）事業、指導事業（営農・生活）のほか、販売事業などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に異なり、相互扶助をモットーに、組合員や地域のみなさまのくらしのために、努力を重ねています。

それでは、ＪＡ堺市の各事業を簡単に紹介します。

## １．信用事業

信用事業は、貯金、貸付（融資）、為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡバンクとして大きな力を発揮しています。

### 1 貯金業務

組合員はもちろん地域のみなさまからの貯金をお預かりしています。商品内容では、当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、決済用貯金などの当座性貯金をはじめ、定期積金や期日指定定期、スーパー定期、大口定期、変動金利定期、据置定期などの定期性貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

### 2 貸付（融資）業務

組合員への貸付（融資）をはじめ、地域のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構や㈱日本政策金融公庫などの融資の申し込みの取り次ぎも行っています。

### 3 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の各店舗や銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国の金融機関へ振込や手形・小切手などの取り立てが、安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱っています。

### 4 国債窓販・投信

利付国債（２・５・10年）や個人向け国債を窓口販売しています。また、本所では、証券投資信託の取り次ぎ業務を行っています。

### 5 その他サービス

ＪＡ堺市では、オンライン・ネットワークシステムを利用して、各種自動受取・支払や定時送金、事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービス、パソコンや携帯電話によるインターネット・バンキングなど、いろいろなサービスを行っています。

ＪＡのキャッシュカードは、偽造被害防止に効果のあるＩＣキャッシュカードになっており、手のひら生体認証も付加できます。全国のＪＡ・銀行・郵便局・信用金庫などのＣＤ（現金自動支払機）・ＡＴＭ（現金自動預払機）でご利用いただけるほか、買い物などの支払いが即時可能なデビットカードサービスも付加されています。

## ２．共済事業

共済事業は、養老生命・終身・こども・年金・がん・医療共済など生命保険会社と同じような商品や、火災・自動車・自賠責など損害保険会社と同じような商品を取り扱っています。さらに、自然災害にも強い力を発揮する建物更生共済を取り扱っています。このように、「ひと、いえ、くるま」の総合保障を通じて、地域のいちばん近くでみなさまのくらしに安全をお届けし、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

## ３．購買事業

購買事業は、組合員をはじめ地域のみなさまの農業生産に必要な資材から家庭園芸用まで、肥料や農薬・農業機械などのほか、食糧米や日用雑貨などの生活に必要な物資、環境にやさしい太陽熱温水器なども取り扱っています。

### 1 肥料・農薬・農業資材の販売

水稲や野菜、果樹などの肥料・農薬をはじめトラクターや田植機などの農業機械、噴霧器や小農具など農業に必要な資材を取り扱っています。また、家畜の飼料や水稲・園芸種子類も取り扱っています。

### 2 食糧米の販売

“パールライス”として好評の食糧米は、銘柄米からブレンド米、無洗米まで、各種取りそろえています。

### 3 生活資材の販売

ＪＡ女性会を中心にＪＡ宅配倶楽部などの食品や石材、健康器具などの廉価供給につとめています。

## ４．指導事業

農家のみなさまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域のみなさまを対象とした法律・税務相談のほか、資産運用相談など、いろいろな指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施していますので、お気軽にご利用ください。

## ５．販売事業

ＪＡ堺市に出荷された米は、地産地消ならびに食農教育の一環として、堺市内の小学校へ給食用に販売しています。また、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」では、米をはじめ野菜や果物・花など、新鮮で「安全・安心」な地場農産物を中心に提供しています。

# 商品・サービスのご案内

## ■信用事業〔貯金商品一覧表〕

| 種別 | | 特色・留意点 | 預入期間 | 預入金額 | 付利単位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総合口座 | | 一冊の通帳に普通貯金と定期貯金をセットでき、「受け取る（給与・年金など）・支払う（公共料金など）・蓄える・借りる（定期貯金で自動ご融資）」の４つの機能が使えます。 | 出し入れ自由 | １円以上 | 100円 |
| | 普通貯金無利息型 | 総合口座にセットされた普通貯金を無利息型にしたものです。貯金保険制度によって全額保護されます。 | 出し入れ自由 | １円以上 | 無利息 |
| 当座貯金 | | 小切手や手形によるお支払いができ、事業には欠かせない貯金です。 | 出し入れ自由 | １円以上 | 無利息 |
| 普通貯金 | | 給与や年金などの自動受け取り、公共料金などの自動支払い機能を加えるとより便利に。キャッシュカードとあわせて、あなたのサイフ代わりに。 | 出し入れ自由 | １円以上 | 100円 |
| | 無利息型（決済用） | 無利息型の普通貯金です。貯金保険制度によって全額保護されます。 | 出し入れ自由 | １円以上 | 無利息 |
| 貯蓄貯金 | | 基準残高（７段階に分かれる）によって金利の変わる有利な貯金です。 | 出し入れ自由 | １円以上 | １円 |
| 通知貯金 | | 短期の資金運用に最適です。お引き出しの２日前までにご連絡が必要です。 | ７日以上 | ５万円以上 | 100円 |
| 定期積金 | | 毎月、一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える商品です。この定期積金には、以下の種類があります。 | | | |
| | スーパー積金 | 掛金定額型と目標額設定型（預入期間２・３年のみ）の２種類があります。 | １・２・３・４・５年 | 毎月1,000円以上 | １円 |
| | カトレア定期積金 | 年２回のボーナス月（月は自由設定）を併用し、大きく蓄えられます。ホテルやレストラン、劇場などの協賛店で会員だけのサービスが受けられる「カトレア倶楽部」に同時入会できます。目標額を50万円の整数倍で設定できます。 | ３・５年 | 毎月1,000円以上。ボーナス月は増額 | １円 |
| | 隔月掛金定期積金（なごみ） | 当組合で公的年金や年金共済をお受け取りの方、もしくは65歳以上の在日外国人の方を対象に、２ヵ月ごとに一定額を積み立てて蓄える商品です。店頭表示利回りに一定の利率を上乗せします。１回の掛金額は、１回当たりの年金受け取り額が上限です。 | １・２・３・４・５年 | １回1,000円以上 | １円 |
| | プレ年金定期積金（そなえ得） | 満55歳以上65歳未満の方で、かつ公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）のお受け取りを予約された方を対象にした商品です。当初契約時の定期積金店頭表示利回りに0.3%を上乗せします。 | １・２・３・４・５年 | 毎月10,000円以上50,000円以内 | １円 |
| 期日指定定期 | | １年が過ぎると、１ヵ月前の予告で、いつでも必要額のお引き出しができます。利息は、１年複利で計算します。 | １年以上３年以内 | １円以上300万円未満 | １円 |
| スーパー定期 | | 期間・金額など幅広く有利にご利用いただけます。３・４・５・７・10年契約では半年複利計算で、さらに有利に運用できます（単利型もあります）。満期日の指定（１ヵ月超５年未満）もできます。 | １ヵ月以上10年以内 | １円以上 | １円 |
| 大口定期 | | まとまった資金を効率的に有利に運用できます。満期日の指定（１ヵ月超５年未満）もできます。 | １ヵ月以上５年以内 | 1,000万円以上 | 100円 |
| 変動金利定期 | | ６ヵ月ごとに自動的に金利を見直しします。 | ３年 | １円以上 | １円 |
| 据置定期 | | ６ヵ月経過後は、いつでも全額または一部引き出しができます。預入期間に応じて６段階の金利設定があり、半年複利で計算します。 | ６ヵ月以上５年以内 | １万円以上1,000万円未満 | １円 |
| 利息分割受取型定期 | | 希望月（１・２・３・６ヵ月）ごとに、利息を分割して受け取ることができます。スーパー定期型と大口定期型（預入金額1,000万円以上）があります。 | １年以上５年以内 | １円以上 | １円 |
| なごみ定期 | | 当組合で公的年金や年金共済をお受け取りの方、もしくは65歳以上の在日外国人の方を対象に、スーパー定期の店頭表示金利に0.5%を上乗せします（取扱期間があります）。 | １年 | １円以上300万円以内 | １円 |
| 積立定期 | 一般型 | 積立期間を定めずに、毎月自由に定期貯金にお預けいただけます。 | 自由 | １円以上 | １円 |
| | 期間指定型 | 満期日（預入期間）を指定して、定期貯金にお預けいただけます。 | １年～５年（据置３ヵ月） | １円以上 | １円 |
| | 年金型 | お客さまの資金を定期的に積み立て一定期間据え置いた後、指定した受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。 | 積立期間１年以上30年以下 | １円以上 | １円 |
| | 一括預入年金型 | 退職金等、まとまった資金を一括で預け入れ、一定期間据え置いた後、お客さまが指定する受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。 | 据置期間２ヵ月以上10年以下 | 100,000円以上 | １円 |
| 財形貯蓄 | | 財形貯蓄（財産形成貯蓄貯金）は、勤労者を対象とした貯蓄です。給料からの自動振替で蓄えられます。 | | | |
| | 一般財形 | 積立額、貯蓄目的とも自由です。 | ３年以上 | 1,000円以上 | １円 |
| | 財形住宅 | 住宅取得を目的にした貯蓄です。財形年金と合算で550万円まで非課税の特典があります。 | ５年以上 | 1,000円以上 | １円 |
| | 財形年金 | 在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになれます。 | ５年以上 | 1,000円以上 | １円 |
| 国債 | 長期国債中期国債 | 利率は固定金利で、銘柄により異なります。 | ２・５・10年 | ５万円単位 | — |
| | 個人向け国債（変動10） | ６ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のみが対象となります。 | 10年 | １万円単位 | — |
| | 個人向け国債（固定５） | 固定金利で、個人のみが対象となります。 | ５年 | １万円単位 | — |

## ■信用事業〔貸付（融資）商品一覧表〕

| 商品名 | | 資金使途・留意事項 | 融資金額 | 融資期間 |
|---|---|---|---|---|
| 要項貸付 | 新規就農者育成資金 | 認定新規就農者や農業後継者を対象に、農業経営の安定と拡大の支援のための資金を低利でご融資します。 | 500万円以内 | 10年以内 |
| | 農業振興資金 | 認定農業者・担い手農業者・エコ農産物認証者など、正組合員に特化した農業資金を中長期かつ低利でご融資します。 | 8億円以内 | 30年以内<br>（用途により異なる） |
| | 不動産賃貸事業資金 | マンションの建築など不動産の有効利用に必要な資金を低利でご融資します。 | 8億円以内 | 30年以内<br>（用途により異なる） |
| | 農協単独低利資金 | 農業経営生活刷新・農地取得・納税資金など、幅広くご利用いただけます。 | 1億円以内 | 25年以内<br>（用途により異なる） |
| | 共済担保貸付 | ＪＡ共済のご契約者を対象とした資金です。ご加入の長期共済を担保としてご融資します。 | 共済解約返戻金または満期共済金の80%以内（どちらか低い方） | 10年以内 |
| 各種ローン | 住宅ローン | 住宅の新築や購入（土地・中古住宅を含む）、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。 | 5,000万円以内 | 35年以内 |
| | リフォームローン<br>エコリフォームローン<br>介護リフォームローン | 増改築や補修など住宅のグレードアップ資金に。エコ住宅や耐震工事、介護を目的としたリフォームなら、さらに低利でご融資します。 | 500万円以内 | 10年6ヵ月以内 |
| | クローバローン<br>介護クローバローン | 買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。介護資金なら、さらに低利でご融資します。 | 300万円以内 | 5年以内 |
| | マイカーローン<br>エコカーローン | 自動車の購入、車庫の建築資金など、お車に関する資金にご利用いただけます。エコカーの購入なら、さらに低利でご融資します。 | 500万円以内 | 7年以内 |
| | 購買ローン | ＪＡからご購入される商品の代金にご利用いただけます。 | 300万円以内 | 5年以内 |
| | 農機ハウスローン | 農業機械などを取得する資金（農機具購入・修理など、パイプハウスなど資材・建設費用、またこれらの借換資金など）にご利用いただけます。 | 1,000万円以内 | 10年以内 |
| | 教育ローン | 学校への就学に必要な資金（入学金・授業料・下宿代など）にご利用いただけます。 | 500万円以内 | 据置期間を含め<br>最長13年6ヵ月以内<br>（在学期間＋7年6ヵ月） |
| | 定期積金ローン | 急に資金が必要な時に、ご契約の定期積金でご融資します。 | 200万円以内<br>（定期積金給付契約額の範囲内） | 5年以内<br>（定期積金満期日まで） |
| 当座貸越型 | カードローン | 買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。ローンカード（キャッシュカード）を使って、出し入れも自由です。 | 50万円以内 | 2年の自動更新<br>（旧契約は1年） |
| | ワイドカードローン | お使いみちも出し入れも自由な、ビッグな資金です。 | 300万円以内 | 1年の自動更新 |
| | 営農ローン | 農業経営資金や営農に必要な資金をご融資します。普通貯金にセットして出し入れ自由です。 | 300万円以内 | 1年の自動更新 |

（注）　このほか、国や地方公共団体の制度資金など、各種資金を取り扱っています。担保・保証やその他ご融資条件、ご返済方法など、くわしくは支所窓口でおたずねください。
なお、ＪＡのご利用度に応じてご融資利率を軽減する制度（一部ローン対象）もあります。

## ■信用事業〔金融取り次ぎ商品一覧表〕

| 種別 | 特色・留意点 |
|---|---|
| 投資信託 | 証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられています。複数の投資家から資金を集めて一つにまとめ、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債等のいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。ただし、預貯金保険の対象ではありません。また、貯金と異なり、元本や利息の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、ご購入者が負うことになります。 |

# 事業活動の案内

## 商品・サービスのご案内

### ■共済事業〔長期共済〕

| 種類 | | 特徴 |
|---|---|---|
| 生命総合共済 | 終身共済 | 働き盛りの年代を大きな保障で守るとともに、一生涯の保障で大切なご家族の生活資金や老後の万一保障を確保できます。医療共済との組み合わせにより入院・通院・手術などの保障も万全です。 |
| | 養老生命共済 | 万一の場合の大きな保障とともに、生活設計にあわせて満期共済金もお受け取りになれる共済です。 |
| | こども共済 | お子さまの成長にあわせて必要な教育資金や結婚・独立資金が準備できます。入園・入学にあわせて「祝金」がお受け取りになれるタイプ、「学資金」を効率的に準備するタイプがあります。 |
| | 医療共済 | 入院・手術・放射線治療共済金を保障します。また、共済期間や入院共済金の支払限度日数の選択および入院見舞保障の付加や先進医療保障の付加について選択が可能です。終身および養老生命共済や各種特約との組み合わせにより、ライフプランに応じた死亡保障を確保することができます。 |
| | がん共済 | すべての「がん」を一生涯保障します。しかも、入院共済金を初日から無制限でお受け取りになれます。また、手術や退院後の療養までを幅広く保障します。 |
| | 引受緩和型定期医療共済 | 中高齢者の医療保障ニーズに対応するため、健康状態に不安がある方でも加入しやすい仕組みになっています。 |
| | 予定利率変動型年金共済 | 安定した老後を過ごすため、公的年金だけでは不十分な部分をカバーするのに最適です。生涯にわたり、あるいは一定期間、年金のお受け取りができる共済です。 |
| 損害共済 | 建物更生共済 | 家屋や家財、そこに住む人までを、火災をはじめ地震などの自然災害から守る保障範囲の広い共済です。 |

### ■共済事業〔短期共済〕

| 種類 | 特徴 |
|---|---|
| 火災共済 | 掛け捨てタイプのため、わずかな掛金で家屋と家財の大きな保障を約束します。 |
| 自動車共済 | 相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など万一の自動車事故を幅広く保障します。また、自賠責共済とセットでご加入になると、対人賠償保障の共済掛金が割引になります。 |
| 自賠責共済 | 法律によって、すべての自動車に加入が義務づけられています。自動車共済とのセット契約で、安心の輪が広がります。 |

### ■経済事業〔主な購買品目〕

| 分類 | | 内容・留意事項 |
|---|---|---|
| 生産資材 | 飼料 | 家畜類（牛・鶏）の単味飼料、配合飼料 |
| | 肥料 | 水稲・野菜・果樹・園芸用肥料や土壌改良材 |
| | 農薬 | 水稲・野菜・果樹・園芸用農薬（殺虫・殺菌・除草剤ほか） |
| | 保温資材 | 農用ビニール・ポリ、POフィルムほか |
| | 包装資材 | カミタイ・キュウリネットほか |
| | 農業機械 | 農業機械・農機具・農機部品、精米機ほか |
| | 石油類 | 重油・エンジンオイル |
| | 建築資材 | ハウス施設・温水器・白蟻駆除工事ほか |
| | その他 | 水稲・園芸種子、園芸用品ほか |

| 分類 | | 内容・留意事項 |
|---|---|---|
| 生活物資 | 食料品 | パールライス・宅配食品ほか |
| | 衣料品 | 長靴・雨ガッパほか |
| | 耐久消費材 | 石材・仏壇仏具ほか |
| | 日用保健雑貨用品 | 紙製品、パラコンポほか |
| | その他 | マメタンほか |

〔主な販売品目〕

| 分類 | 内容・留意事項 |
|---|---|
| 農業生産品 | 野菜・米・花き・果樹・卵ほか |

### ■営農・生活・相談サービス

| 分類 | 内容・留意事項 |
|---|---|
| 営農指導･営農相談 | 農業技術や農業経営に関する指導・相談を営農センターで行っています。 |
| 税務相談 | 本所で毎週火曜日と顧問税理士事務所で毎月第２木曜日（ともに一部月を除く）に、無料相談を行っています。 |
| 法律相談 | 毎月第１・３木曜日と第４土曜日（一部月を除く）に、本所で顧問弁護士による無料相談を行っています。 |
| 営農テレホンサービス | 毎日の農産物市況（南部合同青果市場）と病害虫防除情報をお知らせしています。（営農テレホンサービス℡：277-3591、ホームページ上でも掲載しています）。 |

※税務・法律相談は予約制です。お問い合わせ・お申し込みは支所窓口へ。

# 信用事業取扱手数料一覧

## ■貯金業務に関するもの

（単位：円、消費税込）

| 手数料種類 | | | 単位 | 手数料 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 当座貯金 | 一般口 | 小切手帳交付 | 1冊50枚 | 630 | |
| | | 約束手形交付 | 1冊30枚 | 630 | 1枚262円 |
| | 署名鑑料 | 新規登録 | — | 4,200 | |
| | | 変更 | — | 2,100 | |
| | | 廃止 | — | 無料 | |
| | 専用約束手形口（マル専） | 口座開設 | 1口座 | 3,150 | 口座開設時に徴収 |
| | | 手形用紙交付 | 1枚 | 105 | |
| 自己宛小切手発行 | | | 1枚 | 525 | |
| 残高証明書発行 | | | 1通 | 210 | |
| 取引明細表発行 | | | 1件 | 210 | |
| 利息支払証明書発行 | | | 1通 | 210 | |
| 再発行 | 貯金通帳 | | 1冊 | 525 | 紛失・汚損等、貯金者の管理責任に帰する場合 |
| | 貯金証書 | | 1通 | 525 | |
| | ＩＣキャッシュカード | | 1枚 | 1,050 | |

## ■ＡＴＭ（現金自動預払機）利用に関するもの

（単位：円、消費税込）

| 手数料種類 | | 利用時間帯 | | 手数料 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 取引媒体 | 取引 | | | | |
| ＪＡキャッシュカード | 入金 支払い | 平日 | 8：45～19：00（21：00） | 無料 | |
| | | 土曜日 | 9：00～19：00 | | |
| | | 日曜日 | | | |
| | | 祝日 | | | |
| 他行キャッシュカード | 支払い | 平日 | 8：45～18：00 | 105 | |
| | | | 18：00～19：00（21：00） | 210 | |
| | | 土曜日 | 9：00～14：00 | 105 | |
| | | | 14：00～17：00 | 210 | |
| | | 日曜日 | 9：00～17：00 | 210 | |
| | | 祝日 | 9：00～17：00 | 210 | |
| クレジットカード | 自動キャッシング | 平日 | 8：45～18：00 | 無料 | |
| | | | 18：00～19：00（21：00） | 105 | |
| | | 土曜日 | 9：00～14：00 | 無料 | |
| | | | 14：00～17：00 | 105 | |
| | | 日曜日 | 9：00～17：00 | 105 | |
| | | 祝日 | 9：00～17：00 | 105 | |

（注）1．祝日とは、1月1～3日と5月3～5日を除く「国民の祝日に関する法律」で定める全休日（祝日・振替休日）とします。ただし、5月3～5日のいずれかが日曜日と重なる場合は稼働します。
2．利用時間帯のカッコ内時刻は、中部南支所・東百舌鳥支所・久世支所・東陶器支所・金岡支所の5店舗の稼働終了時刻です。
3．残高照会はいずれの場合も無料でご利用いただけます。

## ■内国為替取引に関するもの

（単位：円、消費税込）

| 手数料種類 | | | | 単位 | 手数料 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 送金 | 系統あて | | | 1件 | 420 | 当組合店舗間を含む |
| 送金 | 他行あて | | | 1件 | 630 | |
| 振込 | 窓口利用 | 系統あて | | 3万円未満 1件 | 210 | 当組合店舗間を含む |
| 振込 | 窓口利用 | 系統あて | | 3万円以上 1件 | 420 | 当組合店舗間を含む |
| 振込 | 窓口利用 | 他行あて | 電信扱い | 3万円未満 1件 | 525 | |
| 振込 | 窓口利用 | 他行あて | 電信扱い | 3万円以上 1件 | 735 | |
| 振込 | 窓口利用 | 他行あて | 文書扱い | 3万円未満 1件 | 420 | 平成23年9月1日以降は525円 |
| 振込 | 窓口利用 | 他行あて | 文書扱い | 3万円以上 1件 | 630 | 平成23年9月1日以降は735円 |
| 振込 | 振込機（ATM）利用 | 系統あて | | 3万円未満 1件 | 105 | 当組合店舗間を含む |
| 振込 | 振込機（ATM）利用 | 系統あて | | 3万円以上 1件 | 315 | 当組合店舗間を含む |
| 振込 | 振込機（ATM）利用 | 他行あて | | 3万円未満 1件 | 420 | |
| 振込 | 振込機（ATM）利用 | 他行あて | | 3万円以上 1件 | 630 | |
| 振込 | インターネットバンキング | 系統あて | | 3万円未満 1件 | 105 | |
| 振込 | インターネットバンキング | 系統あて | | 3万円以上 1件 | 210 | |
| 振込 | インターネットバンキング | 他行あて | | 3万円未満 1件 | 210 | |
| 振込 | インターネットバンキング | 他行あて | | 3万円以上 1件 | 420 | |
| 代金取立 | 集中取立 | 府内 | | 1通 | 210 | |
| 代金取立 | 集中取立 | 府外 | | 1通 | 630 | |
| 代金取立 | 個別取立 | 普通扱い | | 1通 | 630 | |
| 代金取立 | 個別取立 | 至急扱い | | 1通 | 840 | |
| その他 | 送金・振込の組戻料 | | | 1件 | 630 | ・手数料を超える経費を要する場合は、その実費を申し受けます。<br>・隔地間とは、大阪手形交換所区域外のものをいいます。 |
| その他 | 代金取立にかかる不渡手形返却料 | | | 1通 | 630 | |
| その他 | 代金取立にかかる取立手形組戻料 | | | 1通 | 630 | |
| その他 | 取立手形店頭呈示料（隔地間） | | | 1通 | 630 | |

（注）系統とは、農業（漁業）協同組合、信用農業（漁業）協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。

## ■貸出業務に関するもの

（単位：円、消費税込）

| 手数料種類 | | 単位 | 手数料 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 残高証明書発行 | | 1 通 | 210 | |
| 取引明細表発行 | | 1 件 | 210 | |
| 融資証明書発行 | | 1 通 | 210 | |
| 住宅取得年末残高証明書発行 | | 1 通 | 無料 | |
| 貸付金・利息払込証明書発行 | | 1 通 | 210 | |
| 権利者の同意書発行 | | 1 部 | 1,050 | 印鑑証明書、資格証明書各1通を含む |
| ローンカード発行 | | 1 枚 | 1,050 | |
| 繰上償還 | 住宅ローン | | 5,250 | |
| | リフォームローン | | 3,150 | |
| 条件変更 | 住宅ローン | | 5,250 | 返済をともなわないもの |
| | リフォームローン | | 3,150 | |

## ■その他

（単位：円、消費税込）

| 手数料種類 | | | 単位 | 手数料 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 両替業務 | 邦貨両替 | | 1～100枚 | 無料 | |
| | | | 101～500枚 | 210 | |
| | | | 501枚以上 | 315 | |
| 口座管理（保護預かり）業務 | 国債等の口座管理 | | | 無料 | |
| | 投信窓販の保護預かり | | | 無料 | |
| | 残高証明書発行 | | 1 通 | 210 | |
| 株式払込事務受託 | 一括払込 | 有償払込額 50百万円未満 | 料率（A） | 2.625 | 手数料＝有償払込額×$\frac{A}{1,000}$ |
| | | 有償払込額 50百万円以上 | | 2.100 | |
| | | 有償払込額 100百万円以上 | | 1.575 | |
| | | 有償払込額 300百万円以上 | | 1.260 | |
| 夜間金庫使用料 | | | 年額 | 25,200 | 月割 2,100円 |

# 系統セーフティネット

当組合の貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

### ◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

ＪＡバンクは、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫（ＪＡバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運営しています。

「ＪＡバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を２つの柱としています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。ＪＡバンク法（農林中央金庫および特定農業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき、「ＪＡバンク基本方針」を定め、ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

### ◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

**＜貯金等の保護の範囲＞**

○農水産業協同組合が破綻したときに貯金保険で保護される貯金等の額は、平成17年４月以降、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という３要件を満たす貯金）に該当するものは全額であり（恒久処置）、それ以外の貯金等については１農水産業協同組合ごとに貯金者１人当たり元本1,000万円までとその利息等となります。（注）

○保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分および保険対象外の貯金等ならびにこれらの利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

| | 貯金等の分類 | 保護の範囲 |
|---|---|---|
| 貯金保険の対象貯金等 | 決済用貯金（注１）<br>（当座貯金<br>無利息普通貯金等） | 全額保護<br>元本を全額保護<br>（恒久措置） |
| 貯金保険の対象貯金等 | 一般貯金等<br>（有利息普通貯金、定期貯金、定期積金、貯蓄貯金、農林債（保護預り専用商品）等　（注2）） | 定額保護<br>元本1,000万円までと<br>その利息等（注3）を保護<br>（1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）） |
| 対象外貯金等 | 外貨貯金、譲渡性貯金、<br>農林債（保護預り専用商品以外の商品）等 | 保護対象外<br>（破綻農水産業協同組合の財産状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）） |

（注）１．決済用貯金とは、「①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること」という３要件を満たす貯金のことです。
２．このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
３．定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

＊本内容については、貯金保険機構ホームページより引用しています。なお、詳細については、貯金保険機構ホームページ（http://www.sic.or.jp/）をご参照ください。

平成22年度

# 経営資料

# 経営資料　Ⅰ 決算の状況

## 1 貸借対照表

（単位：千円）

| 資産 科目 | 平成21年度（平成22年3月31日現在） | 平成22年度（平成23年3月31日現在） |
|---|---|---|
| **1．信用事業資産** | **353,870,651** | **367,746,757** |
| (1) 現金 | 1,394,668 | 1,158,202 |
| (2) 預金 | 262,632,534 | 280,472,455 |
| 系統預金 | 262,632,534 | 280,472,455 |
| (3) 有価証券 | 26,318,774 | 25,664,120 |
| 国債 | 19,602,719 | 19,453,706 |
| 金融債 | 499,941 | 499,991 |
| 社債 | 6,216,113 | 5,710,422 |
| (4) 貸出金 | 61,960,622 | 58,856,035 |
| (5) その他の信用事業資産 | 1,775,918 | 1,797,178 |
| 未収収益 | 1,758,470 | 1,775,512 |
| その他の資産 | 17,447 | 21,666 |
| (6) 貸倒引当金 | △211,866 | △201,235 |
| **2．共済事業資産** | **545,509** | **503,501** |
| (1) 共済貸付金 | 539,031 | 493,478 |
| (2) 共済未収利息 | 8,388 | 7,381 |
| (3) その他の共済事業資産 | 655 | 4,929 |
| (4) 貸倒引当金 | △2,565 | △2,287 |
| **3．経済事業資産** | **123,799** | **117,438** |
| (1) 経済事業未収金 | 63,122 | 53,377 |
| (2) 棚卸資産 | 60,632 | 63,622 |
| 購買品 | 55,018 | 56,334 |
| 販売品 | 5,613 | 7,287 |
| (3) その他の経済事業資産 | 341 | 683 |
| (4) 貸倒引当金 | △297 | △245 |
| **4．雑資産** | **87,763** | **41,856** |
| (1) 雑資産 | 87,763 | 41,856 |
| **5．固定資産** | **2,086,511** | **2,009,166** |
| (1) 有形固定資産 | 2,079,151 | 2,002,326 |
| 建物 | 2,421,159 | 2,453,779 |
| 機械装置 | 100,071 | 98,871 |
| 土地 | 774,620 | 774,620 |
| リース資産 | 58,284 | 58,284 |
| 建設仮勘定 | 0 | 10,015 |
| その他の有形固定資産 | 765,167 | 755,552 |
| 減価償却累計額 | △2,040,150 | △2,148,796 |
| (2) 無形固定資産 | 7,360 | 6,839 |
| その他の無形固定資産 | 7,360 | 6,839 |
| **6．外部出資** | **8,448,275** | **9,082,105** |
| (1) 外部出資 | 8,448,275 | 9,082,105 |
| 系統出資 | 7,904,915 | 8,538,745 |
| 系統外出資 | 543,360 | 543,360 |
| **7．繰延税金資産** | **340,439** | **348,707** |
| **資産合計** | **365,502,950** | **379,849,532** |

| 負債および純資産 科目 | 平成21年度（平成22年3月31日現在） | 平成22年度（平成23年3月31日現在） |
|---|---|---|
| **1．信用事業負債** | **347,622,409** | **361,597,397** |
| (1) 貯金 | 343,616,692 | 358,044,546 |
| (2) 借入金 | 3,409,310 | 3,072,707 |
| (3) その他の信用事業負債 | 594,767 | 478,490 |
| 未払費用 | 447,828 | 318,815 |
| その他の負債 | 146,939 | 159,674 |
| (4) 睡眠貯金払戻引当金 | 1,639 | 1,653 |
| **2．共済事業負債** | **1,253,970** | **1,153,788** |
| (1) 共済借入金 | 534,170 | 488,670 |
| (2) 共済資金 | 328,125 | 288,935 |
| (3) 共済未払利息 | 8,372 | 7,316 |
| (4) 未経過共済付加収入 | 379,805 | 366,962 |
| (5) 共済未払費用 | 3,495 | 1,743 |
| (6) その他の共済事業負債 | 1 | 161 |
| **3．経済事業負債** | **66,074** | **69,359** |
| (1) 経済事業未払金 | 56,794 | 58,710 |
| (2) 経済受託債務 | 9,280 | 10,649 |
| **4．雑負債** | **530,735** | **640,164** |
| (1) 未払法人税等 | 103,036 | 177,770 |
| (2) リース債務 | 48,958 | 36,718 |
| (3) 資産除去債務 | ＊ | 37,091 |
| (4) その他の雑負債 | 378,740 | 388,584 |
| **5．諸引当金** | **962,189** | **839,679** |
| (1) 賞与引当金 | 98,861 | 96,394 |
| (2) 退職給付引当金 | 776,643 | 636,614 |
| (3) 役員退任慰労引当金 | 86,684 | 95,916 |
| (4) 環境対策引当金 | ＊ | 3,672 |
| (5) 固定資産解体等引当金 | ＊ | 7,082 |
| **負債合計** | **350,435,380** | **364,300,390** |
| **1．組合員資本** | **15,058,016** | **15,542,776** |
| (1) 出資金 | 1,101,140 | 1,116,208 |
| (2) 資本準備金 | 22,249 | 22,249 |
| (3) 利益剰余金 | 13,939,614 | 14,410,347 |
| 利益準備金 | 2,183,713 | 2,202,713 |
| その他利益剰余金 | 11,755,901 | 12,207,633 |
| 信用事業基盤強化積立金 | 1,400,000 | 1,400,000 |
| 施設整備積立金 | 430,000 | 430,000 |
| 有価証券価格変動積立金 | 100,000 | 100,000 |
| 貸出債権積立金 | 620,000 | 620,000 |
| 圧縮積立金 | 6,547 | 5,583 |
| 特別積立金 | 8,590,297 | 8,790,297 |
| 当期未処分剰余金 | 609,055 | 861,752 |
| （うち当期剰余金） | （255,031） | （508,687） |
| (4) 処分未済持分 | △4,987 | △6,028 |
| **2．評価・換算差額等** | **9,553** | **6,365** |
| (1) その他有価証券評価差額金 | 9,553 | 6,365 |
| **純資産合計** | **15,067,569** | **15,549,142** |
| **負債および純資産合計** | **365,502,950** | **379,849,532** |

＊表示方法変更科目

## 2 損益計算書

（単位：千円）

| 科目 | 平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） |
|---|---|---|
| **1．事業総利益** | **3,214,940** | **3,429,399** |
| (1) 信用事業収益 | 3,653,419 | 3,437,252 |
| 資金運用収益 | 3,564,417 | 3,350,781 |
| （うち預金利息） | (2,033,367) | (1,899,250) |
| （うち有価証券利息） | (212,131) | (172,750) |
| （うち貸出金利息） | (1,137,288) | (1,058,649) |
| （うちその他受入利息） | (181,629) | (220,131) |
| 役務取引等収益 | 48,668 | 49,183 |
| その他経常収益 | 40,332 | 37,287 |
| (2) 信用事業費用 | 1,367,586 | 1,020,381 |
| 資金調達費用 | 1,078,081 | 743,215 |
| （うち貯金利息） | (973,751) | (639,270) |
| （うち給付補てん備金繰入） | (71,236) | (74,965) |
| （うち借入金利息） | (32,465) | (28,323) |
| （うちその他支払利息） | (628) | (656) |
| 役務取引等費用 | 12,155 | 13,350 |
| その他経常費用 | 277,349 | 263,815 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | (0) | (—) |
| （うち睡眠貯金払戻引当金繰入額） | (612) | (349) |
| **信用事業総利益** | **2,285,833** | **2,416,870** |
| (3) 共済事業収益 | 977,556 | 995,745 |
| 共済付加収入 | 939,428 | 954,427 |
| 共済貸付金利息 | 17,009 | 17,400 |
| その他の収益 | 21,117 | 23,917 |
| (4) 共済事業費用 | 69,770 | 64,142 |
| 共済借入金利息 | 16,648 | 16,764 |
| 共済推進費 | 44,111 | 38,245 |
| その他の費用 | 9,009 | 9,133 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | (122) | (—) |
| **共済事業総利益** | **907,785** | **931,603** |
| (5) 購買事業収益 | 556,772 | 591,174 |
| 購買品供給高 | 547,364 | 581,471 |
| その他の収益 | 9,408 | 9,702 |
| (6) 購買事業費用 | 504,268 | 537,935 |
| 購買品供給原価 | 498,081 | 530,785 |
| 購買品供給費 | 4,316 | 4,803 |
| その他の費用 | 1,870 | 2,345 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | (0) | (—) |
| **購買事業総利益** | **52,504** | **53,239** |
| (7) 販売事業収益 | 142,174 | 247,410 |
| 販売品販売高 | 114,272 | 192,288 |
| 販売手数料 | 26,424 | 36,880 |
| その他の収益 | 1,477 | 18,241 |
| (8) 販売事業費用 | 103,552 | 163,752 |
| 販売品販売原価 | 91,774 | 156,140 |
| 販売費 | 6,165 | 4,334 |
| その他の費用 | 5,611 | 3,276 |
| **販売事業総利益** | **38,622** | **83,658** |
| (9) 利用事業収益 | 59,868 | 56,616 |
| (10) 利用事業費用 | 40,119 | 38,168 |
| **利用事業総利益** | **19,749** | **18,448** |
| (11) 指導事業収入 | 13,231 | 16,948 |
| (12) 指導事業支出 | 102,786 | 91,368 |
| **指導事業収支差額** | **△89,555** | **△74,419** |
| **2．事業管理費** | **2,805,894** | **2,819,469** |
| (1) 人件費 | 1,961,519 | 1,974,348 |
| (2) 業務費 | 417,607 | 415,933 |
| (3) 諸税負担金 | 120,123 | 122,527 |
| (4) 施設費 | 299,675 | 295,428 |
| (5) その他事業管理費 | 6,968 | 11,232 |
| **事業利益** | **409,045** | **609,929** |
| **3．事業外収益** | **126,935** | **134,093** |
| (1) 受取出資配当金 | 115,047 | 123,449 |
| (2) 賃貸料 | 6,131 | 6,287 |
| (3) 雑収入 | 5,756 | 4,357 |
| **4．事業外費用** | **16,446** | **14,123** |
| (1) 支払雑利息 | 2,194 | 1,662 |
| (2) 寄付金 | 50 | 1,800 |
| (3) 減価償却費 | 592 | 531 |
| (4) 雑損失 | 13,609 | 10,128 |
| **経常利益** | **519,534** | **729,900** |
| **5．特別利益** | **1,359** | **13,160** |
| (1) 一般補助金 | — | 2,199 |
| (2) 貸倒引当金戻入益 | 1,359 | 10,961 |
| **6．特別損失** | **111,963** | **43,639** |
| (1) 固定資産処分損 | 111,913 | 2,838 |
| (2) 固定資産圧縮損 | — | 2,139 |
| (3) 資産除去債務に関する会計基準導入に係る影響額 | ＊ | 27,908 |
| (4) その他の特別損失 | 50 | 10,754 |
| **税引前当期利益** | **408,930** | **699,421** |
| **法人税・住民税および事業税** | **126,046** | **202,459** |
| **過年度法人税等戻入額** | **＊** | **△4,924** |
| **法人税等調整額** | **27,853** | **△6,802** |
| **法人税等合計** | **＊** | **190,733** |
| **当期剰余金** | **255,031** | **508,687** |
| **前期繰越剰余金** | **354,023** | **353,064** |
| **当期未処分剰余金** | **609,055** | **861,752** |

＊表示方法変更科目

# 3 キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

| 科目 | 平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） |
|---|---|---|
| 1．事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期利益 | 408, 930 | 699, 421 |
| 減価償却費 | 132, 157 | 128, 261 |
| 資産除去債務の増加額 | ＊ | 310 |
| 貸倒引当金の増加額 | △1, 236 | △10, 961 |
| 睡眠貯金払戻引当金の増加額 | 97 | 14 |
| 賞与引当金の増加額 | △37 | △2, 467 |
| 退職給付引当金の増加額 | △121, 818 | △140, 029 |
| 役員退任慰労引当金の増加額 | 12, 192 | 9, 232 |
| 環境対策引当金の増加額 | ＊ | 3, 672 |
| 固定資産解体等引当金の増加額 | ＊ | 7, 082 |
| 信用資金運用収益 | △3, 570, 418 | △3, 350, 781 |
| 信用資金調達費用 | 1, 078, 081 | 743, 215 |
| 共済貸付金利息 | △17, 009 | △17, 400 |
| 共済借入金利息 | 16, 648 | 16, 764 |
| 受取雑利息および受取出資配当金 | △115, 047 | △123, 449 |
| 支払雑利息 | 2, 194 | 1, 662 |
| 有価証券関係損益 | 6, 000 | 6, 000 |
| 固定資産売却損益 | 111, 913 | ＊ |
| 固定資産除去損 | ＊ | 2, 838 |
| 固定資産除却損 | ＊ | 2, 139 |
| 一般補助金 | ＊ | △2, 199 |
| （信用事業活動による資産および負債の増減） | | |
| 貸出金の純増減 | 350, 094 | 3, 104, 587 |
| 預金の純増減 | △7, 350, 000 | △17, 700, 000 |
| 貯金の純増減 | 6, 099, 799 | 14, 427, 853 |
| 信用事業借入金の純増減 | △442, 063 | △336, 603 |
| その他の信用事業資産の純増減 | 2, 267 | △4, 250 |
| その他の信用事業負債の純増減 | △11, 432 | △4, 531 |
| （共済事業活動による資産および負債の増減） | | |
| 共済貸付金の純増減 | △43, 883 | 45, 553 |
| 共済借入金の純増減 | 44, 578 | △45, 500 |
| 共済資金の純増減 | 49, 245 | △39, 190 |
| 未経過共済付加収入の純増減 | △12, 637 | △12, 843 |
| 共済未払費用の純増減 | 1, 079 | △1, 752 |
| その他の共済事業資産の純増減 | △648 | △4, 273 |
| その他の共済事業負債の純増減 | △79 | 160 |
| （経済事業活動による資産および負債の増減） | | |
| 受取手形および経済事業未収金の純増減 | △60 | 9, 744 |
| 棚卸資産の純増減 | 6, 049 | △2, 990 |
| 支払手形および経済事業未払金の純増減 | 13, 478 | 1, 916 |
| 経済事業受託債務の純増減 | 3, 645 | 1, 368 |
| その他の経済事業資産の純増減 | △341 | △341 |
| （その他の資産および負債の純増減） | | |
| その他の資産の純増減 | △46, 206 | 45, 907 |
| その他の負債の純増減 | △7, 268 | 12, 932 |
| 信用事業資金運用による収入 | 3, 766, 445 | 3, 333, 781 |
| 信用事業資金調達による支出 | △1, 192, 270 | △854, 972 |
| 共済貸付金利息による収入 | 16, 550 | 18, 407 |
| 共済借入金利息による支出 | △16, 151 | △17, 819 |
| 資産除去債務に関する会計基準導入に係る影響額 | ＊ | 27, 888 |
| 小計 | △827, 166 | △21, 641 |
| 雑利息および出資配当金の受取額 | 115, 047 | 123, 449 |
| 雑利息の支払額 | △2, 267 | △1, 701 |
| 法人税等の支払額 | △145, 913 | △122, 802 |
| **事業活動によるキャッシュ・フロー** | **△860, 300** | **△22, 695** |
| 2．投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の償還による収入 | 1, 030, 000 | 644, 000 |
| 補助金の受入による収入 | ＊ | 2, 199 |
| 固定資産の取得による支出 | △143, 891 | △47, 001 |
| 外部出資の取得による支出 | △737, 731 | △633, 829 |
| **投資活動によるキャッシュ・フロー** | **148, 377** | **△34, 631** |
| 3．財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| リース債務の増加 | △9, 325 | ＊ |
| リース債務の返済等による支出 | ＊ | △12, 239 |
| 出資の増額による収入 | 10, 895 | 26, 271 |
| 出資の払戻しによる支出 | 4, 462 | △15, 294 |
| 持分の取得による支出 | △16, 794 | △4, 987 |
| 持分の譲渡による収入 | 16, 794 | 4, 987 |
| 出資配当金の支払額 | △37, 538 | △37, 955 |
| **財務活動によるキャッシュ・フロー** | **△31, 507** | **△39, 217** |
| **4．現金および現金同等物に係る換算差額** | **＊** | **0** |
| **5．現金および現金同等物の増加額** | **△743, 430** | **△96, 545** |
| **6．現金および現金同等物の期首残高** | **2, 420, 634** | **1, 677, 203** |
| **7．現金および現金同等物の期末残高** | **1, 677, 203** | **1, 580, 658** |

# 4 注　記　表

## 平成21年度

**Ⅰ．重要な会計方針**

1．記載金額の端数処理

貸借対照表および損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

2．有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成11年１月22日）に基づき、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

満期保有目的の債券については、その銘柄の異なるごとに移動平均法による償却原価法によって評価しています。

その他有価証券で、時価のあるものについてはその銘柄の異なるごとに時価により評価し、移動平均法による償却原価法により計算した帳簿価額との差額を税効果調整後、純資産の部「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

3．棚卸資産の評価基準および評価方法は次のとおりです。

(1)　購買品……売価還元法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)　販売品……最終仕入原価法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4．固定資産等の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産除く）

建物（建物付属設備を除く）

①　平成10年３月31日以前に取得したもの
法人税法に規定する旧定率法

②　平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
法人税法に規定する旧定額法

③　平成19年４月１日以降に取得したもの
法人税法に規定する定額法

建物以外

①　平成19年３月31日以前に取得したもの
法人税法に規定する旧定率法

②　平成19年４月１日以降に取得したもの
法人税法に規定する定率法

また、主な耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物および構築物 | ８年～50年 |
| 機械装置および運搬具 | ３年～12年 |
| 器具・備品 | ３年～15年 |

(2)　無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（５年間）で定額法により償却しています。

(3)　リース資産

①　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しています。

②　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

なお、上記(1)から(3)の20万円未満の資産等については、一時損金経理を行っています。

5．引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む）については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期末は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める金額を計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権、および法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務部が資産査定を実施し、同部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

(2)　退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

## 平成22年度

**Ⅰ．重要な会計方針**

1．記載金額の端数処理等

貸借対照表および損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、残高が０の勘定科目については、表示していません。

2．有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成11年１月22日）に基づき、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

満期保有目的の債券については、その銘柄の異なるごとに移動平均法による償却原価法によって評価しています。

その他有価証券で、時価のあるものについてはその銘柄の異なるごとに時価により評価し、移動平均法による償却原価法により計算した帳簿価額との差額を税効果調整後に、純資産の部「その他有価証券評価差額金」に計上しています。時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により評価しています。

3．棚卸資産の評価基準および評価方法は次のとおりです。

(1)　購買品……売価還元法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)　販売品……最終仕入原価法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4．固定資産等の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物付属設備を除く）

①　平成10年３月31日以前に取得したもの
法人税法に規定する旧定率法

②　平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
法人税法に規定する旧定額法

③　平成19年４月１日以降に取得したもの
法人税法に規定する定額法

建物以外

①　平成19年３月31日以前に取得したもの
法人税法に規定する旧定率法

②　平成19年４月１日以降に取得したもの
法人税法に規定する定率法

また、主な耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物および構築物 | ８年～50年 |
| 機械装置および運搬具 | ３年～12年 |
| 器具・備品 | ３年～15年 |

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（５年間）で定額法により償却しています。

(3)　リース資産

①　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しています。

②　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

なお、上記(1)から(3)の20万円未満の資産等については、一時損金経理を行っています。

5．引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む）については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期末は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める金額を計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権、および法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、総務部が資産査定を実施し、同部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

(2)　退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

## 平成21年度

また、過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生期から費用処理することとしています。

(3)　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上しています。

(4)　役員退任慰労引当金

役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程による期末要支給額を計上しています。

(5)　睡眠貯金払戻引当金

睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

6．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。

また、リース取引開始日が平成20年４月１日以降のリース取引については、原則として、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によっていますが、重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。

7．消費税の会計処理の方式

消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間（５年間）で毎期均等償却しています。

**Ⅱ．会計方針の変更**

1．会計処理の変更

『「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）』（企業会計基準第19号　平成20年７月31日）が平成21年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことにともない、当期末から同会計基準を適用しています。なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当期の財務諸表に与える影響はありません。

2．表示方法の変更

平成22年３月17日農林水産省令第18号「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」が、平成21年４月１日以後開始する事業年度から適用されること等にともない、当期から以下のとおり表示を変更しています。

(1)　貸借対照表関係

①　従来、「有形固定資産」の内書きで「減価償却資産」と表示していたものを「建物」、「機械装置」、「その他の有形固定資産」として詳細に区分して表示しています。

②　従来の負債の部の「リース債務」を「雑負債」の内書きに区分して表示しています。

## 平成22年度

また、過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生期から費用処理することとしています。

(3)　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する支給見込額のうち、当期に帰属する金額を計上しています。

(4)　役員退任慰労引当金

役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程による期末要支給額を計上しています。

(5)　睡眠貯金払戻引当金

睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

(6)　環境対策引当金

環境対策引当金は、環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

(7)　固定資産解体等引当金

固定資産解体等引当金は、店舗解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

6．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。

また、リース取引開始日が平成20年４月１日以降のリース取引については、原則として、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によっていますが、重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。

7．消費税の会計処理の方式

消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間（５年間）で毎期均等償却しています。

**Ⅱ．会計方針の変更**

1．会計処理の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号（平成20年３月31日（企業会計基準委員会）））および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号（平成20年３月31日（企業会計基準委員会）））を適用しています。

これにより「有形固定資産」のうち「建物」は34,496千円、「減価償却累計額」は27,099千円、および「繰延税金負債」は2,330千円、それぞれ増加し、「雑資産」のうち「差入保証金」が80千円減少し、「雑負債」のうち「資産除去債務」に37,091千円を計上しています。

また、事業利益および経常利益は1,865千円減少し、適用初年度の期首において新たに負債として計上した資産除去債務の金額と資産に追加計上した除去費用の金額との差額を資産除去債務会計基準の適用にともなう影響額として特別損失に27,908千円計上した結果、税引前当期利益は29,774千円減少しています。

2．表示方法の変更

平成23年３月28日農林水産省令第10号「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」が、平成22年４月１日以後に開始した事業年度から適用されること等にともない、当期から以下のとおり表示を変更しています。

(1)　全般的事項

貸借対照表と損益計算書における表示の基本について、当期から以下のとおり変更しています。

①　従来、事業実施の有無等により残高表示を区分していましたが、残高が０の勘定科目については、全て表示していません。

(2)　貸借対照表関係

①「雑負債」の内訳として、「資産除去債務」を追加しています。

(3)　損益計算書関係

①　「法人税、住民税および事業税」「法人税等調整額」の合計額として「法人税等合計」を追加しています。

②　過年度に係る減価償却費および利息費用である「資産除去債務に関する会計基準導入に係る影響額」はその金額的重要性が高いため、区分表示しています。

**Ⅲ．追加情報**

1．環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を環境対策引当金として計上しています。

これにより、特別損失のうち「その他の特別損失」に3,672千円計上した結果、税引前当期利益は3,672千円減少しています。

2．固定資産解体等引当金

店舗解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を固定資産解体等引当金として計上しています。

これにより、特別損失のうち「その他の特別損失」に7,082千円計上した結果、税引前当期利益は7,082千円減少しています。

## 平成21年度

### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1．貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額の合計額は41,782千円であり、その内訳は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 破綻先債権 | ―千円 |
| 延滞債権 | 41,782千円 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | ―千円 |
| 貸出条件緩和債権 | ―千円 |

＊上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

なお、それぞれの定義は以下により行っています。

イ.「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由または第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

ロ.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

ハ.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権および延滞債権を除く）をいいます。

ニ.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権を除く）をいいます。

2．国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳累計額は2,839千円であり、当期は圧縮記帳を実施していません。なお、累計額は平成14年度からの合計額です。

3．理事・監事に対する金銭債権の総額は、118,588千円です。

4．理事・監事に対する金銭債務はありません。

5．為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金7,000,000千円を差し入れています。

6．貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された大阪府信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金4,600,000千円が含まれています。

7．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は3,628,990千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

### Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1．信用事業収益の「その他経常収益」には、睡眠貯金の繰入額6,821千円が含まれています。

2．特別利益の「貸倒引当金戻入益」の内訳は、信用事業1,352千円、信用以外の事業7千円となっています。

### Ⅴ. リース取引に関する注記

1．リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引に関する事項

(1) リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりです。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

（単位：千円）

| | 機械装置 | 器具備品 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 取得価額相当額 | ― | 65,580 | ― | 65,580 |
| 減価償却累計額相当額 | ― | 11,008 | ― | 11,008 |
| 期末残高相当額 | ― | 54,572 | ― | 54,572 |

② 未経過リース料期末残高相当額

| | |
|---|---|
| 1年以内 | 12,587千円 |
| 1年超 | 42,198千円 |
| 合計 | 54,785千円 |

③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

| | |
|---|---|
| 支払リース料 | 5,393千円 |
| 減価償却費相当額 | 5,021千円 |
| 支払利息相当額 | 404千円 |

④ 減価償却費相当額の算定方法

## 平成22年度

### Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1．貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額の合計額は38,725千円であり、その内訳は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 破綻先債権 | ―千円 |
| 延滞債権 | 38,725千円 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | ―千円 |
| 貸出条件緩和債権 | ―千円 |

＊上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

なお、それぞれの定義は以下により行っています。

イ.「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由または第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

ロ.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

ハ.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権および延滞債権を除く）をいいます。

ニ.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権を除く）をいいます。

2．国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は2,139千円で、累計額は、4,978千円です。なお、累計額は、平成14年度からの合計額です。

3．理事・監事に対する金銭債権の総額は、106,525千円です。

4．理事・監事に対する金銭債務はありません。

5．為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金7,000,000千円を差し入れています。

6．貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された大阪府信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金4,600,000千円が含まれています。

7．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は3,229,864千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

### Ⅴ. 損益計算書に関する注記

1．信用事業収益の「その他経常収益」には、睡眠貯金の繰入額1,907千円が含まれています。

2．特別利益の「貸倒引当金戻入益」の内訳は、信用事業10,631千円、信用以外の事業330千円となっています。

3．購買品供給原価には、棚卸資産の収益性の低下にともなう簿価切下げによる棚卸評価損11千円が含まれています。

### Ⅵ. リース取引に関する注記

1．リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引に関する事項

(1) リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりです。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

（単位：千円）

| | 機械装置 | 器具備品 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 取得価額相当額 | ― | 11,618 | ― | 11,618 |
| 減価償却累計額相当額 | ― | 10,634 | ― | 10,634 |
| 期末残高相当額 | ― | 984 | ― | 984 |

② 未経過リース料期末残高相当額

| | |
|---|---|
| 1年以内 | 1,043千円 |
| 1年超 | ―千円 |
| 合計 | 1,043千円 |

③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

| | |
|---|---|
| 支払リース料 | 2,478千円 |
| 減価償却費相当額 | 2,323千円 |
| 支払利息相当額 | 62千円 |

④ 減価償却費相当額の算定方法

## 平成21年度

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

⑤　利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

2．リース取引開始日が平成20年4月1日以降のリース取引に関する事項

(1)　リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

・有形固定資産

主として、電子計算機です。

②　リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

### Ⅵ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|---|---|
| （繰延税金資産） | |
| 賞与引当金 | 31,141千円 |
| 退職給付引当金 | 244,642千円 |
| 繰延資産（建物寄付） | 29,148千円 |
| 賞与引当金に係る未払費用 | 4,524千円 |
| 役員退任慰労引当金 | 27,305千円 |
| 別段貯金 | 25,540千円 |
| 未払事業税 | 7,819千円 |
| その他 | 10,399千円 |
| 繰延税金資産計 | 380,522千円 |
| 評価性引当額 | △30,336千円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 350,186千円 |
| （繰延税金負債） | |
| 固定資産圧縮積立金 | △2,567千円 |
| 外部出資 | △2,786千円 |
| その他有価証券評価益 | △4,393千円 |
| 繰延税金負債合計（B） | △9,747千円 |
| 繰延税金資産の純額（A＋B） | 340,439千円 |

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.5% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 5.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △4.1% |
| 住民税均等割等 | 1.5% |
| 評価性引当額の増減 | 4.3% |
| その他 | △0.6% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 37.6% |

### Ⅶ．金融商品に関する注記

当期末より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年3月10日改正）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年3月10日）を適用しています。

**＜金融商品関係＞**

1．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)　金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結

## 平成22年度

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

⑤　利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

2．リース取引開始日が平成20年4月1日以降のリース取引に関する事項

(1)　リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

・有形固定資産

主として、電子計算機です。

②　リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

### Ⅶ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|---|---|
| （繰延税金資産） | |
| 賞与引当金 | 30,364千円 |
| 退職給付引当金 | 200,533千円 |
| 繰延資産（建物寄付） | 27,161千円 |
| 賞与引当金に係る未払費用 | 4,469千円 |
| 役員退任慰労引当金 | 30,213千円 |
| 資産除去債務 | 11,683千円 |
| 前払費用 | 4,073千円 |
| 特別期末手当 | 3,711千円 |
| 別段貯金 | 24,363千円 |
| 未払事業税 | 12,722千円 |
| その他 | 9,775千円 |
| 繰延税金資産計 | 359,073千円 |
| 評価性引当額 | △138千円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 358,935千円 |
| （繰延税金負債） | |
| 資産除去費用の資産計上額 | △2,330千円 |
| 固定資産圧縮積立金 | △2,184千円 |
| 外部出資 | △2,786千円 |
| その他有価証券評価益 | △2,927千円 |
| 繰延税金負債合計（B） | △10,228千円 |
| 繰延税金資産の純額（A＋B） | 348,707千円 |

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.5% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.7% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.4% |
| 住民税均等割等 | 0.8% |
| 評価性引当額の増減 | △4.3% |
| その他 | △1.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.2% |

### Ⅷ．金融商品に関する注記

**＜金融商品関係＞**

1．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)　金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクを含んでいます。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクを含んでいます。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、

## 平成21年度

果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 262, 632, 534 | 262, 173, 492 | △459, 042 |
| 有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | — | — | — |
| 満期保有目的の債券 | 25, 717, 563 | 25, 429, 840 | △287, 723 |
| その他有価証券 | 601, 210 | 601, 210 | 0 |
| 貸出金 | | | |
| 貸倒引当金 | △211, 866 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 61, 748, 755 | 63, 458, 540 | 1, 709, 785 |
| 資産計 | 350, 700, 065 | 351, 663, 084 | 963, 019 |
| 貯金 | 343, 616, 692 | 343, 362, 996 | △253, 696 |
| 負債計 | 343, 616, 692 | 343, 362, 996 | △253, 696 |

（注）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

## 平成22年度

貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。業務部は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。業務部が行った取引については総務部が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

・トレーディング目的以外の金融商品

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0. 25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が97, 842千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 280, 472, 455 | 279, 890, 123 | △582, 332 |
| 有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | — | — | — |
| 満期保有目的の債券 | 25, 211, 643 | 25, 126, 135 | △85, 508 |
| その他有価証券 | 452, 477 | 452, 477 | — |
| 貸出金 | | | |
| 貸倒引当金 | △201, 235 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 58, 654, 800 | 60, 432, 146 | 1, 777, 346 |
| 資産計 | 364, 791, 376 | 365, 900, 881 | 1, 109, 505 |
| 貯金 | 358, 044, 546 | 357, 853, 851 | △190, 695 |
| 負債計 | 358, 044, 546 | 357, 853, 851 | △190, 695 |

（注）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

## 平成21年度

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資 | 8, 448, 275 |

（注）外部出資は、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 262, 632, 534 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 有価証券 | 145, 472 | 642, 732 | 614, 456 | 1, 097, 730 | 71, 110 | 23, 747, 278 |
| 満期保有目的の債券 | 0 | 499, 941 | 511, 418 | 1, 000, 636 | 0 | 23, 705, 568 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 145, 472 | 142, 790 | 103, 038 | 97, 094 | 71, 110 | 41, 709 |
| 貸出金 | 5, 147, 318 | 5, 568, 325 | 5, 095, 203 | 8, 910, 712 | 4, 285, 977 | 32, 951, 207 |
| 合計 | 267, 925, 325 | 6, 211, 057 | 5, 709, 659 | 10, 008, 442 | 4, 357, 088 | 56, 698, 485 |

（注）1．貸出金のうち、当座貸越686, 876千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

2．貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1, 877千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金 | 302, 926, 985 | 4, 450, 745 | 4, 719, 956 | 343, 467 | 243, 998 | 127, 605 |
| 合計 | 302, 926, 985 | 4, 450, 745 | 4, 719, 956 | 343, 467 | 243, 998 | 127, 605 |

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

**＜有価証券関係＞**

1．売買目的有価証券

該当ありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

| 種類 | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 1, 000, 636 | 1, 019, 650 | 19, 013 |
| | 社債 | 4, 011, 418 | 4, 105, 300 | 93, 881 |
| | 金融債 | 499, 941 | 507, 150 | 7, 208 |
| | 計 | 5, 511, 995 | 5, 632, 100 | 120, 104 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | 18, 000, 872 | 17, 671, 250 | △329, 622 |
| | 社債 | 2, 204, 695 | 2, 126, 490 | △78, 205 |
| | 計 | 20, 205, 568 | 19, 797, 740 | △407, 828 |
| 合計 | | 25, 717, 563 | 25, 429, 840 | △287, 723 |

## 平成22年度

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資 | 9, 082, 105 |

（注）外部出資は、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 280, 472, 455 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 有価証券 | 641, 051 | 608, 653 | 1, 096, 976 | 70, 815 | 4, 041, 755 | 19, 204, 868 |
| 満期保有目的の債券 | 499, 991 | 506, 343 | 1, 000, 440 | 0 | 4, 000, 000 | 19, 204, 868 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 141, 060 | 102, 309 | 96, 536 | 70, 815 | 41, 755 | 0 |
| 貸出金 | 6, 291, 550 | 4, 738, 560 | 8, 996, 632 | 4, 380, 075 | 2, 983, 213 | 31, 459, 752 |
| 合計 | 287, 405, 057 | 5, 347, 213 | 10, 093, 609 | 4, 450, 890 | 7, 024, 968 | 50, 664, 620 |

（注）1．貸出金のうち、当座貸越615, 919千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

2．貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等6, 251千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金 | 317, 752, 098 | 6, 465, 500 | 2, 672, 254 | 228, 916 | 220, 743 | 103, 598 |
| 合計 | 317, 752, 098 | 6, 465, 500 | 2, 672, 254 | 228, 916 | 220, 743 | 103, 598 |

（注）1．貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2．貯金のうち、定期積金30, 601, 434千円については含めていません。

**＜有価証券関係＞**

1．売買目的有価証券

該当ありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

| 種類 | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 1, 000, 440 | 1, 018, 755 | 18, 314 |
| | 社債 | 4, 006, 343 | 4, 176, 200 | 169, 856 |
| | 金融債 | 499, 991 | 501, 000 | 1, 008 |
| | 計 | 5, 506, 775 | 5, 695, 955 | 189, 179 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | 18, 000, 788 | 17, 767, 000 | △233, 788 |
| | 社債 | 1, 704, 079 | 1, 663, 180 | △40, 899 |
| | 計 | 19, 704, 868 | 19, 430, 180 | △274, 688 |
| 合計 | | 25, 211, 643 | 25, 126, 135 | △85, 508 |

## 平成21年度

3．子会社および関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券を除く）
該当ありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

| 種類 | | 取得原価または償却原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | 587, 264 | 601, 210 | 13, 946 |
| | 国債 | 587, 264 | 601, 210 | 13, 946 |
| | その他 | — | — | — |
| | 計 | 587, 264 | 601, 210 | 13, 946 |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 計 | — | — | — |
| 合計 | | 587, 264 | 601, 210 | 13, 946 |

なお、上記差額から繰延税金負債4, 393千円を差し引いた額9, 553千円が、貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5．当期中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

6．当期中に売却したその他有価証券
該当ありません。

7．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額
該当ありません。

8．保有目的区分を変更した有価証券
該当ありません。

### Ⅷ．退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度
職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付型企業年金制度を採用しています。
なお、当組合は平成21年９月１日より確定給付型企業年金制度へ移行しています。

2．退職給付債務およびその内訳

| | |
|---|---|
| ア　退職給付債務 | △2, 554, 913千円 |
| イ　年金資産 | 1, 798, 938千円 |
| ウ　未積立退職給付債務　（ア＋イ） | △755, 975千円 |
| エ　会計基準変更時差異の未処理額 | —千円 |
| オ　未認識過去勤務債務（債務の減額） | △4, 893千円 |
| カ　未認識数理計算上の差異（債務の減額） | △15, 775千円 |
| 退職給付引当金（ウ＋エ＋オ＋カ） | △776, 643千円 |

3．退職給付費用の内訳

| | |
|---|---|
| ア　勤務費用 | 101, 937千円 |
| イ　利息費用 | 43, 658千円 |
| ウ　期待運用収益 | △27, 577千円 |
| エ　会計基準変更時差異の費用処理額 | —千円 |
| オ　過去勤務債務の費用処理額 | △1, 398千円 |
| カ　数理計算上の差異の費用処理額 | △17, 506千円 |
| キ　退職加算金 | —千円 |
| 退職給付費用（ア＋イ＋ウ＋エ＋オ＋カ＋キ） | 99, 112千円 |

4．退職給付債務等の計算基礎

| | |
|---|---|
| 割引率 | 1. 70% |
| 期待運用収益率 | 1. 51% |
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| 会計基準変更時差異の処理年数 | — |
| 過去勤務債務の処理年数 | ３年 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | ３年 |

5．特例業務負担金
法定福利費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、21, 994千円です。
また、翌事業年度以降において組合が負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は361, 204千円（平成22年３月現在における平成44年３月までの特例業務負担金将来見込額）です。

## 平成22年度

3．子会社および関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券を除く）
該当ありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

| 種類 | | 取得原価または償却原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | 443, 184 | 452, 477 | 9, 292 |
| | 国債 | 443, 184 | 452, 477 | 9, 292 |
| | その他 | — | — | — |
| | 計 | 443, 184 | 452, 477 | 9, 292 |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | — | — | — |
| | 計 | — | — | — |
| 合計 | | 443, 184 | 452, 477 | 9, 292 |

なお、上記差額から繰延税金負債2, 927千円を差し引いた額6, 365千円が、貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5．当期中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

6．当期中に売却したその他有価証券
該当ありません。

7．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額
該当ありません。

8．保有目的区分を変更した有価証券
該当ありません。

### Ⅸ．退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度
職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全共連等との契約による確定給付型企業年金制度を採用しています。

2．退職給付債務およびその内訳

| | |
|---|---|
| ア　退職給付債務 | △2, 340, 465千円 |
| イ　年金資産 | 1, 745, 892千円 |
| ウ　未積立退職給付債務　（ア＋イ） | △594, 573千円 |
| エ　会計基準変更時差異の未処理額 | —千円 |
| オ　未認識過去勤務債務（債務の減額） | △2, 446千円 |
| カ　未認識数理計算上の差異（債務の減額） | △39, 593千円 |
| 退職給付引当金（ウ＋エ＋オ＋カ） | △636, 614千円 |

3．退職給付費用の内訳

| | |
|---|---|
| ア　勤務費用 | 109, 286千円 |
| イ　利息費用 | 43, 006千円 |
| ウ　期待運用収益 | △24, 825千円 |
| エ　会計基準変更時差異の費用処理額 | —千円 |
| オ　過去勤務債務の費用処理額 | △2, 446千円 |
| カ　数理計算上の差異の費用処理額 | △36, 290千円 |
| キ　退職加算金 | —千円 |
| 退職給付費用（ア＋イ＋ウ＋エ＋オ＋カ＋キ） | 88, 730千円 |

4．退職給付債務等の計算基礎

| | |
|---|---|
| 割引率 | 1. 70% |
| 期待運用収益率 | 1. 38% |
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| 会計基準変更時差異の処理年数 | — |
| 過去勤務債務の処理年数 | ３年 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | ３年 |

5．特例業務負担金
法定福利費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、21, 782千円となっています。
また、翌事業年度以降において組合が負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は344, 665千円（平成23年３月現在における平成44年３月までの特例業務負担金将来見込額）となっています。

### Ⅹ．資産除去債務に関する注記

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
(1)　当該資産除去債務の概要
当組合は一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務

## 4 注記表

### 平成21年度

**Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記**

当期より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号　平成20年11月28日改正）および「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号　平成20年11月28日）を適用しています。

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、堺市内の地域において、将来の使用が見込まれていない遊休不動産等を所有しています。

2．賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：千円）

| 貸借対照表計上額 | 時　　価 |
|---|---|
| 31, 501 | 192, 613 |

（注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2．当期末の時価は、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

**Ⅹ. キャッシュ・フロー計算書に関する注記**

1．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲については、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

2．現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 平成21年３月31日 | |
| 現金・預金勘定 | 257, 420, 634千円 |
| 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 | △255, 000, 000千円 |
| 現金および現金同等物 | 2, 420, 634千円 |
| 平成22年３月31日 | |
| 現金・預金勘定 | 264, 027, 203千円 |
| 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 | △262, 350, 000千円 |
| 現金および現金同等物 | 1, 677, 203千円 |

3．重要な非資金取引

当期に計上したファイナンス・リース取引に係る「リース資産」および「リース債務」の額は、以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| リース資産 | 58, 284千円 |
| リース債務 | 48, 958千円 |

### 平成22年度

に関し資産除去債務を計上しています。

(2)　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に17年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1. 967%）を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3)　当期における当該資産除去債務の総額の増減

| 変動の内容 | 当期における総額の増減 |
|---|---|
| 期首残高（注） | 36, 780千円 |
| 時の経過による調整額 | 310千円 |
| 期末残高 | 37, 091千円 |

（注）当期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号（平成20年３月31日（企業会計基準委員会）））および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号（平成20年３月31日（企業会計基準委員会）））を適用したことによる期首時点における残高です。上記資産除去債務の負債計上およびこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該保証金等の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうちの当期の負担に属する金額を「その他施設費」に計上しています。なお、期首における過年度の回収が見込まれない金額については特別損失により処理しています。

2．貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当はありません。

**XI. 賃貸等不動産に関する注記**

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、堺市内の地域において、将来の使用が見込まれていない遊休不動産等を所有しています。

2．賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：千円）

| 貸借対照表計上額 | 時　　価 |
|---|---|
| 30, 969 | 191, 151 |

（注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2．当期末の時価は、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

**XⅡ. キャッシュ・フロー計算書に関する注記**

1．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲については、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

2．現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 平成22年３月31日 | |
| 現金・預金勘定 | 264, 027, 203千円 |
| 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 | △262, 350, 000千円 |
| 現金および現金同等物 | 1, 677, 203千円 |
| 平成23年３月31日 | |
| 現金・預金勘定 | 281, 630, 658千円 |
| 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 | △280, 050, 000千円 |
| 現金および現金同等物 | 1, 580, 658千円 |

3．重要な非資金取引

当期に計上した資産除去債務の金額は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 資産除去債務 | 37, 091千円 |

# 5 剰余金処分計算書

（単位：千円）

| 項　　目 | 平成21年度<br>総代会承認日<br>平成22年６月20日 | 平成22年度<br>総代会承認日<br>平成23年６月26日 |
|---|---|---|
| 当期未処分剰余金 | 609,055 | 861,752 |
| 積立金取崩額 | 964 | 832 |
| 圧縮積立金 | 964 | 832 |
| 剰余金処分額 | 256,955 | 418,081 |
| (1) 利益準備金 | 19,000 | 29,702 |
| (2) 任意積立金 | 200,000 | 350,000 |
| 特別積立金 | 200,000 | 350,000 |
| (3) 出資配当金 | 37,955 | 38,379 |
| （出資配当率） | （3.5%） | （3.5%） |
| 次期繰越剰余金 | 353,064 | 444,503 |

（注）１．任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

| 種　類 | 信用事業基盤強化積立金 | 施設整備積立金 | 有価証券価格変動積立金 | 貸出債権積立金 |
|---|---|---|---|---|
| 積立目的 | 信用事業の改善・発展に必要な資金を積み立てる | 中長期的に予定する施設の取得に必要な資金を積み立てる | 有価証券運用の価格変動リスクに対して必要な資金を積み立てる | 貸出金の強化に必要な資金を積み立てる |
| 積立目標額 | 期末貯金・定期積金残高の100分の1.5 | ５億円 | 期末有価証券残高の100分の５を限度とする | 期末貸出残高の100分の2.5 |
| 積立基準 | 目標額の範囲内において、当期剰余金を参酌し積み立てる | | | |
| 取崩基準 | 信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合にその減少額等の範囲内で取り崩す | 積立目的が達成された日の属する決算期を含む５年の間で、当該年度の費用相当分を参酌のうえ、計画的に取り崩す | 時価の著しい下落にともなう評価損計上（減損処理）により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理相当額を取り崩す | 貸倒損失により、当期剰余金に重要な影響を与える場合にその損失額等の範囲内で取り崩す |
| 21年度積立額 | — | — | — | — |
| 21年度積立累計額 | 1,400,000,000円 | 430,000,000円 | 100,000,000円 | 620,000,000円 |
| 22年度積立額 | — | — | — | — |
| 22年度積立累計額 | 1,400,000,000円 | 430,000,000円 | 100,000,000円 | 620,000,000円 |

２．次期繰越剰余金には、21年度・22年度とも、営農指導、生活・文化改善事業の費用、および広報誌『ＣＲＯＰ』の編集・発行費用にあてるための繰越額50,000,000円が含まれています。

# 6 部門別損益計算書

## ■平成21年度

（単位：千円）

| 区分 | | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益 | ① | 5, 403, 022 | 3, 653, 419 | 977, 556 | 603, 470 | 168, 576 | 0 | |
| 事業直接費 | ② | 2, 188, 082 | 1, 367, 586 | 69, 770 | 508, 408 | 212, 490 | 29, 827 | |
| 事業総利益（①－②） | ③ | 3, 214, 940 | 2, 285, 833 | 907, 785 | 95, 062 | △43, 913 | △29, 827 | |
| 事業管理費 | ④ | 2, 805, 894 | 1, 879, 023 | 566, 588 | 199, 519 | 90, 357 | 70, 405 | |
| （うち減価償却費） | ⑤ | 131, 564 | 76, 905 | 22, 345 | 24, 137 | 4, 592 | 3, 582 | |
| （うち人件費） | ⑤' | 1, 961, 519 | 1, 223, 877 | 462, 096 | 136, 397 | 76, 830 | 62, 316 | |
| ※うち共通管理費 | ⑥ | | 571, 101 | 148, 986 | 51, 508 | 11, 314 | 8, 307 | △791, 217 |
| （うち減価償却費） | ⑦ | | 11, 215 | 2, 925 | 1, 011 | 222 | 163 | △15, 538 |
| （うち人件費） | ⑦' | | 250, 110 | 65, 247 | 22, 557 | 4, 955 | 3, 638 | △346, 509 |
| 事業利益（③－④） | ⑧ | 409, 045 | 406, 809 | 341, 197 | △104, 457 | △134, 271 | △100, 233 | |
| 事業外収益 | ⑨ | 126, 935 | 117, 531 | 4, 423 | 4, 515 | 377 | 87 | |
| ※うち共通分 | ⑩ | | 6, 007 | 1, 567 | 541 | 119 | 87 | △8, 322 |
| 事業外費用 | ⑪ | 16, 446 | 11, 963 | 3, 644 | 529 | 158 | 149 | |
| ※うち共通分 | ⑫ | | 5, 273 | 1, 375 | 475 | 104 | 76 | △7, 306 |
| 経常利益（⑧＋⑨－⑪） | ⑬ | 519, 534 | 512, 377 | 341, 975 | △100, 471 | △134, 053 | △100, 295 | |
| 特別利益 | ⑭ | 1, 359 | 1, 352 | 0 | 4 | 2 | 0 | |
| ※うち共通分 | ⑮ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別損失 | ⑯ | 111, 963 | 13, 987 | 2, 952 | 94, 788 | 199 | 34 | |
| ※うち共通分 | ⑰ | | 421 | 109 | 37 | 8 | 6 | △583 |
| 税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯） | ⑱ | 408, 930 | 499, 742 | 339, 023 | △195, 255 | △134, 249 | △100, 329 | |
| 営農指導事業分配賦額 | ⑲ | | 73, 130 | 19, 072 | 6, 641 | 1, 484 | △100, 329 | |
| 営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱－⑲） | ⑳ | 408, 930 | 426, 612 | 319, 950 | △201, 897 | △135, 734 | | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

## ■平成22年度

（単位：千円）

| 区分 | | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益 | ① | 5, 345, 148 | 3, 437, 252 | 995, 745 | 784, 484 | 127, 665 | 0 | |
| 事業直接費 | ② | 1, 915, 748 | 1, 020, 381 | 64, 142 | 639, 778 | 171, 715 | 19, 729 | |
| 事業総利益（①－②） | ③ | 3, 429, 399 | 2, 416, 870 | 931, 603 | 144, 706 | △44, 049 | △19, 729 | |
| 事業管理費 | ④ | 2, 819, 469 | 1, 876, 400 | 551, 070 | 235, 613 | 85, 383 | 71, 002 | |
| （うち減価償却費） | ⑤ | 127, 729 | 80, 771 | 19, 131 | 20, 985 | 3, 731 | 3, 109 | |
| （うち人件費） | ⑤' | 1, 974, 348 | 1, 219, 056 | 451, 234 | 167, 204 | 73, 837 | 63, 014 | |
| ※うち共通管理費 | ⑥ | | 556, 402 | 140, 224 | 60, 151 | 9, 611 | 8, 759 | △775, 149 |
| （うち減価償却費） | ⑦ | | 11, 007 | 2, 773 | 1, 189 | 190 | 173 | △15, 334 |
| （うち人件費） | ⑦' | | 235, 534 | 59, 359 | 25, 463 | 4, 068 | 3, 707 | △328, 133 |
| 事業利益（③－④） | ⑧ | 609, 929 | 540, 469 | 380, 532 | △90, 907 | △129, 432 | △90, 732 | |
| 事業外収益 | ⑨ | 134, 093 | 124, 887 | 4, 106 | 4, 711 | 310 | 78 | |
| ※うち共通分 | ⑩ | | 4, 961 | 1, 250 | 536 | 85 | 78 | △6, 911 |
| 事業外費用 | ⑪ | 14, 123 | 10, 137 | 2, 554 | 1, 095 | 175 | 159 | |
| ※うち共通分 | ⑫ | | 10, 137 | 2, 554 | 1, 095 | 175 | 159 | △14, 123 |
| 経常利益（⑧＋⑨－⑪） | ⑬ | 729, 900 | 655, 219 | 382, 084 | △87, 291 | △129, 297 | △90, 814 | |
| 特別利益 | ⑭ | 13, 160 | 12, 209 | 676 | 205 | 44 | 24 | |
| ※うち共通分 | ⑮ | | 1, 578 | 397 | 170 | 27 | 24 | △2, 199 |
| 特別損失 | ⑯ | 43, 639 | 25, 912 | 7, 593 | 7, 682 | 2, 188 | 263 | |
| ※うち共通分 | ⑰ | | 13, 025 | 3, 282 | 1, 408 | 225 | 205 | △18, 146 |
| 税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯） | ⑱ | 699, 421 | 641, 516 | 375, 167 | △94, 768 | △131, 441 | △91, 052 | |
| 営農指導事業分配賦額 | ⑲ | | 66, 031 | 16, 662 | 7, 193 | 1, 165 | △91, 052 | |
| 営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱－⑲） | ⑳ | 699, 421 | 575, 485 | 358, 505 | △101, 961 | △132, 607 | | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

### 部門別損益計算書（平成21年度）注記

1．共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均

(2)営農指導事業

(1)と同基準

2．配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）　（単位：%）

| 区分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通管理費等 | 72. 18 | 18. 83 | 6. 51 | 1. 43 | 1. 05 | 100. 00 |
| 営農指導事業 | 72. 89 | 19. 01 | 6. 62 | 1. 48 | | 100. 00 |

（参考）部門別の資産

| 区分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通資産 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業別の総資産 | 362, 862 | 943 | 518 | 196 | 123 | 857 | 365, 502 |
| 総資産（共通資産配賦後）※ | 363, 481 | 1, 105 | 574 | 209 | 132 | | 365, 502 |
| （うち固定資産） | (1, 062) | (312) | (412) | (171) | (128) | | (2, 086) |

※共通資産の配賦は、上表「共通管理費等」配賦割合による

### 部門別損益計算書（平成22年度）注記

1．共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均

(2)営農指導事業

(1)と同基準

2．配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）　（単位：%）

| 区分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通管理費等 | 71. 78 | 18. 09 | 7. 76 | 1. 24 | 1. 13 | 100. 00 |
| 営農指導事業 | 72. 52 | 18. 30 | 7. 90 | 1. 28 | | 100. 00 |

（参考）部門別の資産

| 区分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通資産 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業別の総資産 | 377, 342 | 892 | 541 | 145 | 120 | 808 | 379, 849 |
| 総資産（共通資産配賦後）※ | 377, 922 | 1, 038 | 604 | 155 | 129 | | 379, 849 |
| （うち固定資産） | (1, 024) | (297) | (433) | (127) | (125) | | (2, 009) |

※共通資産の配賦は、上表「共通管理費等」配賦割合による

## 7 財務諸表の正当性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号）に基づく、当組合の財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確　認　書

1．私は、当ＪＡの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

2．当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

(1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2) 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成23年7月5日

堺市農業協同組合

代表理事組合長　上山和英

# 1 最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、口、人）

| 項目 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | 5,068,403 | 5,555,653 | 5,775,008 | 5,403,022 | 5,345,148 |
| 信用事業収益 | 3,334,595 | 3,846,027 | 4,027,707 | 3,653,419 | 3,437,252 |
| 共済事業収益 | 960,081 | 948,124 | 954,248 | 977,556 | 995,745 |
| 農業関連事業収益 | 626,458 | 636,412 | 628,566 | 603,470 | 784,484 |
| その他事業収益 | 147,269 | 125,090 | 164,485 | 168,576 | 127,665 |
| 経常利益 | 809,809 | 599,561 | 527,441 | 519,534 | 729,900 |
| 当期剰余金 | 945,325 | 392,851 | 363,475 | 255,031 | 508,687 |
| 出資金 | 1,061,497 | 1,074,618 | 1,090,245 | 1,101,140 | 1,116,208 |
| （出資口数） | (1,061,497) | (1,074,618) | (1,090,245) | (1,101,140) | (1,116,208) |
| 純資産額 | 14,125,524 | 14,501,824 | 14,838,189 | 15,067,569 | 15,549,142 |
| 総資産額 | 334,181,613 | 346,328,257 | 359,726,536 | 365,502,950 | 379,849,532 |
| 貯金等残高 | 311,383,536 | 323,813,372 | 337,516,893 | 343,616,692 | 358,044,546 |
| 貸出金残高 | 54,204,067 | 59,825,219 | 62,310,716 | 61,960,622 | 58,856,035 |
| 有価証券残高 | 28,720,743 | 28,060,209 | 27,355,515 | 26,318,774 | 25,664,120 |
| 剰余金配当金額 | 36,421 | 37,109 | 37,538 | 37,955 | 38,379 |
| 出資配当の額 | 36,421 | 37,109 | 37,538 | 37,955 | 38,379 |
| 事業分量配当の額 | — | — | — | — | — |
| 職員数 | 322 | 324 | 335 | 344 | 343 |
| 単体自己資本比率 | 19.51% | 18.51% | 18.38% | 18.32% | 18.09% |

（注）1．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
2．単体自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示（農業協同組合法第11条の２の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準）に定められた算式で算定したものです。
また、平成18年度末から、新しい自己資本比率規制（新ＢＩＳ規制）が適用されたことにともない、平成18年３月28日付の金融庁・農林水産省告示第２号により上記告示が全面改正され、オペレーショナル・リスクの追加など自己資本比率の計算方法が変わっています。
3．単体自己資本比率は、平成20年度末より平成20年金融庁・農林水産省告示第22号が適用されたことにともない、単体自己資本比率における基本的項目の計算方法が変わっています。
4．信託業務の取り扱いは行っていません。
5．出資口数の単位は「口」、出資１口金額は1,000円です。
6．職員数には、出向者、派遣職員を含みます。

## 2 利益総括表

（単位：千円）

| 種　　類 | 平成21年度 | 平成22年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 資金運用収益 | 3,564,417 | 3,350,781 | △213,636 |
| 資金調達費用 | 1,078,081 | 743,215 | △334,865 |
| 資金運用収支 | 2,486,336 | 2,607,565 | 121,229 |
| 役務取引等収益 | 48,668 | 49,183 | 514 |
| 役務取引等費用 | 12,155 | 13,350 | 1,195 |
| 役務取引等収支 | 36,513 | 35,832 | △680 |
| その他信用事業収益 | 40,332 | 37,287 | △3,045 |
| その他信用事業費用 | 276,736 | 263,815 | △12,921 |
| その他信用事業収支 | △236,403 | △226,528 | 9,875 |
| 信用事業粗利益 | 2,286,445 | 2,416,870 | 130,424 |
| （信用事業粗利益率） | 0.66% | 0.68% | 0.02% |
| 共済事業粗利益 | 907,908 | 931,603 | 23,694 |
| （共済事業粗利益率） | 0.14% | 0.15% | 0.01% |
| 購買事業粗利益 | 52,504 | 53,239 | 735 |
| （購買事業粗利益率） | 9.57% | 9.16% | △0.41% |
| 販売事業粗利益 | 38,622 | 83,658 | 45,035 |
| （販売事業粗利益率） | 13.34% | 19.02% | 5.68% |
| 総粗利益 | 3,215,675 | 3,429,399 | 213,724 |
| （総粗利益率） | 0.88% | 0.91% | 0.03% |

（注）1．信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2．共済事業粗利益率＝共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
3．購買事業粗利益率＝購買事業粗利益÷購買取扱高×100
4．販売事業粗利益率＝販売事業粗利益÷販売取扱高×100
5．総粗利益率＝総粗利益÷総資産平均残高×100

## 3 資金運用収支の内訳

（単位：千円）

| 項　　目 | 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 利　息 | 利回り | 平均残高 | 利　息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 349,060,626 | 3,564,417 | 1.02% | 361,183,714 | 3,350,781 | 0.92% |
| うち預金 | 259,100,353 | 2,214,997 | 0.85% | 274,130,703 | 2,119,381 | 0.77% |
| うち有価証券 | 27,200,439 | 212,131 | 0.77% | 25,781,527 | 172,750 | 0.67% |
| うち貸出金 | 62,759,833 | 1,137,288 | 1.81% | 61,271,482 | 1,058,649 | 1.72% |
| 資金調達勘定 | 344,357,114 | 1,078,081 | 0.31% | 356,672,181 | 743,215 | 0.20% |
| うち貯金・定期積金 | 340,584,745 | 1,044,987 | 0.30% | 353,386,927 | 714,235 | 0.20% |
| うち借入金 | 3,772,369 | 32,465 | 0.86% | 3,285,253 | 28,323 | 0.86% |
| 総資金利ざや | | | 0.05% | | | 0.09% |

（注）1．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2．（注）1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。

## 4 受取・支払利息の増減額

（単位：千円）

| 項　　目 | 平成21年度増減額 | 平成22年度増減額 |
|---|---|---|
| 受取利息 | △378,810 | △213,636 |
| うち預金 | △272,887 | △95,615 |
| うち有価証券 | △55,537 | △39,381 |
| うち貸出金 | △50,385 | △78,639 |
| 支払利息 | △247,404 | △334,894 |
| うち貯金・定期積金 | △241,844 | △330,752 |
| うち譲渡性貯金 | — | — |
| うち借入金 | △5,561 | △4,142 |

（注）増減額は前年度対比です。

# 1 信用事業

## (1) 貯金に関する指標

### ①貯金の科目別期末残高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 残高 | 平成21年度 構成比 | 平成22年度 残高 | 平成22年度 構成比 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 当座貯金 | 277,647 | 0.08% | 246,652 | 0.06% | △30,995 |
| 普通貯金 | 76,528,487 | 22.27% | 79,410,922 | 22.17% | 2,882,434 |
| 貯蓄貯金 | 2,048,914 | 0.59% | 1,871,330 | 0.52% | △177,584 |
| 通知貯金 | 1,046,739 | 0.30% | 1,218,738 | 0.34% | 171,999 |
| その他の流動性貯金 | 661,194 | 0.19% | 711,593 | 0.19% | 50,398 |
| 流動性貯金計 | 80,562,984 | 23.44% | 83,459,236 | 23.30% | 2,896,252 |
| 定期貯金 | 232,051,614 | 67.53% | 243,801,515 | 68.09% | 11,749,901 |
| 定期積金 | 30,803,934 | 8.96% | 30,601,434 | 8.54% | △202,500 |
| その他の定期性貯金 | 198,159 | 0.05% | 182,359 | 0.05% | △15,800 |
| 定期性貯金計 | 263,053,708 | 76.55% | 274,585,309 | 76.69% | 11,531,600 |
| 譲渡性貯金その他の貯金 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 343,616,692 | 100.00% | 358,044,546 | 100.00% | 14,427,853 |

### ②貯金の科目別平均残高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 平均残高 | 平成21年度 構成比 | 平成22年度 平均残高 | 平成22年度 構成比 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 当座貯金 | 158,421 | 0.04% | 149,773 | 0.04% | △8,648 |
| 普通貯金 | 75,961,800 | 22.30% | 77,842,938 | 22.02% | 1,881,137 |
| 貯蓄貯金 | 2,186,054 | 0.64% | 1,957,986 | 0.55% | △228,067 |
| 通知貯金 | 26,225 | 0.00% | 200,018 | 0.05% | 173,792 |
| その他の流動性貯金 | 695,696 | 0.20% | 681,660 | 0.19% | △14,035 |
| 流動性貯金計 | 79,028,199 | 23.20% | 80,832,377 | 22.87% | 1,804,178 |
| 定期貯金 | 231,337,145 | 67.92% | 241,599,758 | 68.36% | 10,262,613 |
| 定期積金 | 30,010,731 | 8.81% | 30,765,800 | 8.70% | 755,069 |
| その他の定期性貯金 | 208,669 | 0.06% | 188,991 | 0.05% | △19,678 |
| 定期性貯金計 | 261,556,545 | 76.79% | 272,554,550 | 77.12% | 10,998,004 |
| 譲渡性貯金その他の貯金 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 340,584,745 | 100.00% | 353,386,927 | 100.00% | 12,802,182 |

### ③定期貯金の金利条件別内訳残高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 残高 | 平成21年度 構成比 | 平成22年度 残高 | 平成22年度 構成比 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 固定自由金利定期 | 232,218,690 | 99.98% | 243,954,748 | 99.98% | 11,736,058 |
| 変動自由金利定期 | 26,363 | 0.01% | 24,524 | 0.01% | △1,839 |
| その他定期貯金 | 4,719 | 0.00% | 4,601 | 0.00% | △117 |
| 合計 | 232,249,774 | 100.00% | 243,983,875 | 100.00% | 11,734,101 |

（注）1．固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
　　2．変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

## (2) 貸出金等に関する指標

### ①貸出金の科目別期末残高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 残高 | 平成21年度 構成比 | 平成22年度 残高 | 平成22年度 構成比 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 手形貸付 | 11, 000 | 0. 01% | 18, 000 | 0. 03% | 7, 000 |
| 証書貸付 | 56, 589, 010 | 91. 33% | 53, 558, 171 | 90. 99% | △3, 030, 838 |
| 当座貸越 | 686, 876 | 1. 10% | 615, 919 | 1. 04% | △70, 957 |
| 制度資金貸付 | 73, 735 | 0. 11% | 63, 944 | 0. 10% | △9, 791 |
| 金融機関貸付 | 4, 600, 000 | 7. 42% | 4, 600, 000 | 7. 81% | 0 |
| 合計 | 61, 960, 622 | 100. 00% | 58, 856, 035 | 100. 00% | △3, 104, 587 |

### ②貸出金の科目別平均残高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 平均残高 | 平成21年度 構成比 | 平成22年度 平均残高 | 平成22年度 構成比 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 手形貸付 | 18, 196 | 0. 02% | 16, 584 | 0. 02% | △1, 611 |
| 証書貸付 | 57, 371, 864 | 91. 41% | 55, 947, 141 | 91. 31% | △1, 424, 722 |
| 当座貸越 | 692, 564 | 1. 10% | 638, 563 | 1. 04% | △54, 000 |
| 制度資金貸付 | 77, 207 | 0. 12% | 69, 192 | 0. 11% | △8, 015 |
| 金融機関貸付 | 4, 600, 000 | 7. 32% | 4, 600, 000 | 7. 50% | 0 |
| 合計 | 62, 759, 834 | 100. 00% | 61, 271, 482 | 100. 00% | △1, 488, 351 |

### ③貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 残高 | 平成21年度 構成比 | 平成22年度 残高 | 平成22年度 構成比 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 固定金利貸出 | 41, 106, 285 | 66. 34% | 40, 377, 323 | 68. 60% | △728, 962 |
| 変動金利貸出 | 20, 167, 460 | 32. 54% | 17, 862, 793 | 30. 34% | △2, 304, 667 |
| その他の貸出 | 686, 876 | 1. 10% | 615, 919 | 1. 04% | △70, 957 |
| 合計 | 61, 960, 622 | 100. 00% | 58, 856, 035 | 100. 00% | △3, 104, 587 |

### ④貸出金の担保別内訳残高

（単位：千円）

| 種類 | | 平成21年度 | 平成22年度 | 増減 |
|---|---|---|---|---|
| 物的担保 | 貯金等 | 739, 809 | 781, 861 | 42, 051 |
| | 有価証券 | — | — | — |
| | 動産 | — | — | — |
| | 不動産 | 2, 470, 916 | 2, 123, 172 | △347, 744 |
| | その他担保物 | — | — | — |
| | 計 | 3, 210, 726 | 2, 905, 034 | △305, 692 |
| 保証 | 農業信用基金協会保証 | 36, 715, 357 | 36, 263, 023 | △452, 334 |
| | その他保証 | 458, 964 | 1, 855 | △457, 108 |
| | 計 | 37, 174, 321 | 36, 264, 878 | △909, 442 |
| 信用 | | 21, 575, 574 | 19, 686, 123 | △1, 889, 451 |
| 合計 | | 61, 960, 622 | 58, 856, 035 | △3, 104, 587 |

### ⑤債務保証の担保別内訳残高

該当項目はありません。

### ⑥貸出金の使途別内訳残高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 残高 | 平成21年度 構成比 | 平成22年度 残高 | 平成22年度 構成比 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 設備資金 | 49, 296, 400 | 79. 56% | 47, 626, 073 | 80. 91% | △1, 670, 326 |
| 運転資金 | 12, 460, 280 | 20. 10% | 11, 027, 024 | 18. 73% | △1, 433, 256 |
| その他 | 203, 941 | 0. 32% | 202, 937 | 0. 34% | △1, 003 |
| 合計 | 61, 960, 622 | 100. 00% | 58, 856, 035 | 100. 00% | △3, 104, 587 |

## ⑦貸出金の業種別残高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 残高 | 平成21年度 構成比 | 平成22年度 残高 | 平成22年度 構成比 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 製造業 | 200, 208 | 0. 32% | 192, 913 | 0. 32% | △7, 294 |
| 農業 | 1, 522, 794 | 2. 45% | 1, 410, 823 | 2. 39% | △111, 970 |
| 林業 | — | — | — | — | — |
| 漁業 | — | — | — | — | — |
| 鉱業 | 495 | 0. 00% | 490 | 0. 00% | △4 |
| 建設業 | 309, 206 | 0. 49% | 286, 403 | 0. 48% | △22, 803 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 23, 137 | 0. 03% | 21, 668 | 0. 03% | △1, 468 |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — |
| 運輸業 | 90, 031 | 0. 14% | 111, 492 | 0. 18% | 21, 461 |
| 卸売・小売業 | 201, 337 | 0. 32% | 185, 739 | 0. 31% | △15, 597 |
| 金融・保険業 | 4, 622, 409 | 7. 46% | 4, 620, 629 | 7. 85% | △1, 779 |
| 不動産業 | 11, 323, 409 | 18. 27% | 10, 161, 489 | 17. 26% | △1, 161, 920 |
| 各種サービス業 | 735, 068 | 1. 18% | 684, 644 | 1. 16% | △50, 423 |
| 地方公共団体 | 16, 975, 574 | 27. 39% | 15, 086, 123 | 25. 63% | △1, 889, 451 |
| 個人（住宅・消費・納税資金等） | 25, 956, 949 | 41. 89% | 26, 093, 615 | 44. 33% | 136, 665 |
| 合計 | 61, 960, 622 | 100. 00% | 58, 856, 035 | 100. 00% | △3, 104, 587 |

（注）1．土地開発公社向け貸出金は不動産業に含めています。
2．業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

## ⑧主要な農業関係の貸出金残高

### ●営農類型別

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 | 平成22年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 穀作 | 73, 585 | 65, 175 | △8, 409 |
| 野菜・園芸 | 54, 561 | 41, 334 | △13, 226 |
| 果樹・樹園農業 | — | — | — |
| 工芸作物 | — | — | — |
| 養豚・肉牛・酪農 | 28, 657 | 26, 744 | △1, 913 |
| 養鶏・養卵 | — | — | — |
| 養蚕 | — | — | — |
| その他農業 | 213, 112 | 182, 564 | △30, 547 |
| 農業関連団体等 | — | — | — |
| 合計 | 369, 916 | 315, 819 | △54, 097 |

（注）1．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農とその子会社等が該当します。

### ●資金種類別

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 | 平成22年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| プロパー資金 | 357, 889 | 308, 908 | △48, 980 |
| 農業制度資金 | 12, 027 | 6, 911 | △5, 116 |
| うち農業制度資金 | 12, 027 | 6, 911 | △5, 116 |
| うちその他制度資金 | — | — | — |
| 合計 | 369, 916 | 315, 819 | △54, 097 |

（注）1．プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3．その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## ⑨リスク管理債権の状況

（単位：千円）

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 破綻先債権額 (A) | — | — | — |
| 延滞債権額 (B) | 41,782 | 38,725 | △3,056 |
| 3ヵ月以上延滞債権額 (C) | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権額 (D) | — | — | — |
| 合計 ((E)＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)) | 41,782 | 38,725 | △3,056 |
| うち担保保証付債権額 (F) | 41,782 | 38,725 | △3,056 |
| 担保保証付控除後債権額 ((G)＝(E)－(F)) | 0 | 0 | 0 |
| 個別貸倒引当金勘定残高 (H) | 0 | 0 | 0 |
| 差引額 ((I)＝(G)－(H)) | 0 | 0 | 0 |

（注）1．破綻先債権
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2．延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

3．3ヵ月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く）をいいます。

4．貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2および注3に掲げるものを除く）をいいます。

5．担保保証付債権額
リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）および確実な不動産担保付の貸出金残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額をいいます。

6．担保保証付控除後債権額
リスク管理債権額合計額から、担保保証付債権額を控除した貸出金残高をいいます。

## ⑩金融再生法開示債権の状況

### ●金融再生法に基づく資産査定額

（単位：千円）

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | — | — |
| 危険債権 | 41,782 | 38,725 |
| 要管理債権 | — | — |
| 合計 | 41,782 | 38,725 |
| 正常債権 | 61,964,100 | 58,859,186 |

本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息および信用仮払金の各勘定について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、以下のとおり区分しています。

なお、当組合は同法の対象とはなっていませんが、参考として、同法の定める基準に従い資産査定額を平成15年度より記載しています。

（注）1．破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2．危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

3．要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4．正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権をいいます。

### ●金融再生法開示債権の保全状況

（単位：千円）

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|
| 金融再生法開示債権合計 (A) | 41,782 | 38,725 |
| 保全額合計 (B) | 41,782 | 38,725 |
| うち貸倒引当金 | — | — |
| うち担保保証等 | 41,782 | 38,725 |
| 保全率 (B)／(A) | 100.00% | 100.00% |

（注）貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

## ⑪元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## ＜参考＞開示債権と自己査定の相関図

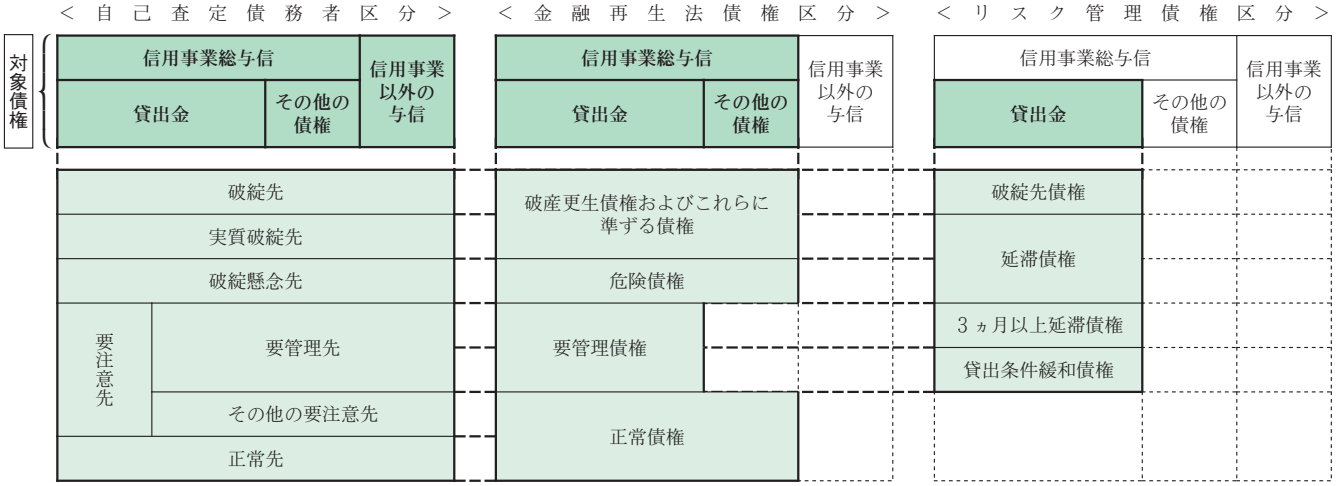


●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる債権に該当する債務者
ⅰ　3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権
ⅱ　貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

●危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権

●要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金

●正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権

●破綻先債権
元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

●延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものをいう。

●3ヵ月以上延滞債権
元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く）をいう。

●貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に掲げるものを除く）をいう。

## ⑫貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：千円）

| 区分 | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 平成21年度 | 一般貸倒引当金 | 215,966 | 214,729 | — | 215,966 | 214,729 |
| | 個別貸倒引当金 | — | — | — | — | — |
| | 合計 | 215,966 | 214,729 | — | 215,966 | 214,729 |
| 平成22年度 | 一般貸倒引当金 | 214,729 | 203,768 | — | 214,729 | 203,768 |
| | 個別貸倒引当金 | — | — | — | — | — |
| | 合計 | 214,729 | 203,768 | — | 214,729 | 203,768 |

（注）その他の金額は洗い替えによる取崩額です。

## ⑬貸出金償却等の額

該当項目はありません。

## (3) 為替業務等取扱実績

### ①内国為替取扱実績

（単位：件、千円）

| 種類 | 平成21年度 | | | | 平成22年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 仕向 | | 被仕向 | | 仕向 | | 被仕向 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 送金・振込為替 | 43, 941 | 78, 592, 894 | 216, 645 | 90, 973, 013 | 40, 469 | 70, 856, 659 | 227, 026 | 98, 123, 005 |
| 代金取立為替 | 13 | 29, 591 | 82 | 62, 056 | 20 | 83, 947 | 58 | 65, 700 |
| 雑為替 | 1, 636 | 437, 779 | 894 | 481, 587 | 1, 440 | 419, 559 | 736 | 517, 930 |
| 合計 | 45, 590 | 79, 060, 266 | 217, 621 | 91, 516, 657 | 41, 929 | 71, 360, 165 | 227, 820 | 98, 706, 636 |

### ②公共債の引受額・公共債窓販実績

（単位：千円）

| 種類 | 窓口販売実績 | | 引受実績 | |
|---|---|---|---|---|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 国債 | 15, 000 | 7, 500 | — | — |

### ③オフバランス取引の状況

該当項目はありません。

## (4) 有価証券に関する指標

### ①有価証券の種類別平均残高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 | 平成22年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 国債 | 19, 671, 088 | 19, 546, 310 | △124, 778 |
| 地方債 | — | — | — |
| 政府保証債 | — | — | — |
| 金融債 | 499, 891 | 499, 941 | 50 |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 7, 029, 460 | 5, 735, 276 | △1, 294, 184 |
| 株式 | — | — | — |
| 受益証券 | — | — | — |
| 投資証券 | — | — | — |
| 合計 | 27, 200, 439 | 25, 781, 527 | △1, 418, 911 |

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成21年度および平成22年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

### ②商品有価証券の種類別平均残高

該当項目はありません。

### ③有価証券の残存期間別残高

（単位：千円）

| 年度 | 種類 | 1年以内 | 1年超3年以内 | 3年超5年以内 | 5年超7年以内 | 7年超10年以内 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成21年度 | 国債 | 145, 471 | 245, 829 | 668, 840 | 10, 041, 708 | 6, 500, 000 | 2, 000, 871 | — | 19, 602, 719 |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 政府保証債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金融債 | — | 499, 941 | — | — | — | — | — | 499, 941 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | 511, 418 | 500, 000 | 3, 000, 000 | 1, 704, 696 | 500, 000 | — | 6, 216, 113 |
| | 株式 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 受益証券 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 投資証券 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 平成22年度 | 国債 | 141, 060 | 699, 286 | 4, 112, 571 | 8, 000, 000 | 6, 500, 788 | — | — | 19, 453, 706 |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 政府保証債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金融債 | 499, 991 | — | — | — | — | — | — | 499, 991 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | 1, 006, 343 | — | 4, 204, 079 | — | 500, 000 | — | 5, 710, 422 |
| | 株式 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 受益証券 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 投資証券 | — | — | — | — | — | — | — | — |

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成21年度および平成22年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

## (5) 有価証券等の時価情報等

### ①有価証券の時価情報等

（単位：千円）

| 区分 | 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 取得価額 A | 時価 B | 評価損益 B－A | 取得価額 C | 時価 D | 評価損益 D－C |
| 売買目的 | — | — | — | — | — | — |
| 満期保有目的 | 25,717,563 | 25,429,840 | △287,723 | 25,211,643 | 25,126,135 | △85,508 |
| その他保有 | 587,264 | 601,210 | 13,946 | 443,184 | 452,477 | 9,292 |
| 合計 | 26,304,827 | 26,031,050 | △273,777 | 25,654,828 | 25,578,612 | △76,215 |

（注）1．本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。
2．満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
3．その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しています。

### ②金銭の信託の時価情報等

該当項目はありません。

### ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当項目はありません。

## 2 共済事業取扱実績

＜前提＞共済事業取扱実績の内容については、平成22年度分を医療系共済と年金共済を独立した表とするなど変更を実施しております。そのため、平成22年度実績のみの開示となっているものがあります。また、平成21年度分については、平成21年度のディスクロージャー誌と同内容で開示しています。

### (1) 長期共済新契約高・保有高

（単位：千円）

| 種類 | | | 平成21年度 新契約高 | 平成21年度 年度末保有高 | 平成22年度 新契約高 | 平成22年度 年度末保有高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 生命総合共済 | 終身共済 | | 4,612,087 | 101,890,554 | 7,730,055 | 104,940,455 |
| | 定期生命共済 | | 100,000 | 120,000 | — | 120,000 |
| | 養老生命共済 | | 9,424,435 | 123,543,910 | 11,000,821 | 120,824,407 |
| | うちこども共済 | | 2,754,500 | 27,606,700 | 2,294,000 | 28,989,500 |
| | 医療共済 | | 1,231,000 | 4,601,500 | 23,000 | 4,265,600 |
| | がん共済 | | 51,500 | 558,000 | 5,000 | 544,000 |
| | 定期医療共済 | | 315,900 | 1,205,600 | — | 1,088,700 |
| | 年金共済 | 年金開始前 | 505,391 | 3,069,472 | — | — |
| | | 年金開始後 | — | 2,975,716 | — | — |
| | | 年金合計 | 505,391 | 6,045,188 | — | — |
| | 年金共済 | | — | — | — | 90,000 |
| 建物更生共済 | | | 38,044,100 | 409,321,423 | 33,687,450 | 412,090,309 |
| 合計 | | | 53,779,023 | 641,360,988 | 52,446,327 | 643,963,471 |

＜平成21年度分＞

（注）1．金額は保障金額（年金共済は年金年額、（利率変動型年金は最低保証年金額）、がん共済はがん死亡共済金額、定期医療共済は死亡給付金額。医療共済については死亡給付金額を含む）です。

2．合計の金額には年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含んでいます。

＜平成22年度分＞

（注）金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）です。

### (2) 医療系共済の入院共済金額新契約高・保有高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 新契約高 | 平成21年度 年度末保有高 | 平成22年度 新契約高 | 平成22年度 年度末保有高 |
|---|---|---|---|---|
| 医療共済 | — | — | 3,607 | 5,374 |
| がん共済 | — | — | 50 | 5,440 |
| 定期医療共済 | — | — | 20 | 9,041 |
| 合計 | — | — | 3,677 | 19,855 |

（注）1．金額は入院共済金額です。

2．当該項目は、平成22年度から新たに開示しているため、「平成21年度」については、「—」表示としています。

### (3) 年金共済の年金新契約高・保有高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 新契約高 | 平成21年度 年度末保有高 | 平成22年度 新契約高 | 平成22年度 年度末保有高 |
|---|---|---|---|---|
| 年金開始前 | — | — | 450,586 | 2,991,129 |
| 年金開始後 | — | — | — | 3,152,975 |
| 合計 | — | — | 450,586 | 6,144,105 |

（注）1．金額は年金年額（利率変動型年金にあっては最低保証年金額）です。

2．当該項目は、平成22年度から新たに開示しているため、「平成21年度」については、「—」表示としています。

### (4) 短期共済新契約高

（単位：千円）

| 種類 | 平成21年度 金額 | 平成21年度 掛金 | 平成22年度 金額 | 平成22年度 掛金 |
|---|---|---|---|---|
| 火災共済 | 25,081,030 | 23,356 | 24,085,930 | 20,984 |
| 自動車共済 | — | 336,764 | — | 330,010 |
| 傷害共済 | 11,579,500 | 958 | 13,709,000 | 903 |
| 賠償責任共済 | — | 558 | — | 555 |
| 自賠責共済 | — | 42,243 | — | 40,459 |
| 合計 | 36,660,530 | 403,881 | 37,794,930 | 392,913 |

（注）金額は保障金額です。

## 3 購買事業取扱実績

（単位：千円）

| 種類 | | 平成21年度 供給高 | 平成21年度 手数料 | 平成22年度 供給高 | 平成22年度 手数料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 生産資材 | 飼料 | 1,133 | 154 | 881 | 117 |
| | 肥料 | 113,369 | 12,387 | 106,222 | 12,139 |
| | 農薬 | 67,988 | 7,010 | 68,862 | 6,829 |
| | 保温資材 | 20,915 | 2,608 | 21,509 | 2,657 |
| | 包装資材 | 8,396 | 869 | 8,246 | 872 |
| | 農業機械 | 139,389 | 4,341 | 148,397 | 4,103 |
| | 石油類 | 266 | 25 | 466 | 32 |
| | 自動車 | 41 | 1 | 25 | 1 |
| | 建築資材 | 59,556 | 4,834 | 92,705 | 7,527 |
| | その他 | 26,468 | 4,209 | 23,825 | 4,120 |
| | 計 | 437,525 | 36,443 | 471,142 | 38,401 |
| 生活物資 食料品 | 食糧米 | 36,117 | 5,361 | 32,178 | 4,726 |
| | 生鮮食品 | 9,962 | 672 | 7,949 | 521 |
| | 一般食品 | 10,656 | 1,874 | 10,554 | 1,887 |
| 生活物資 | 衣料品 | 880 | 95 | 827 | 89 |
| | 耐久消費財 | 40,323 | 3,396 | 34,136 | 3,191 |
| | 日用保健雑貨用品 | 43,363 | 2,206 | 24,663 | 1,864 |
| | その他 | 23 | 4 | 18 | 2 |
| | 計 | 141,327 | 13,610 | 110,329 | 12,283 |
| 合計 | | 578,852 | 50,054 | 581,471 | 50,685 |

## 4 販売事業取扱実績

（単位：千円）

| 種類 | | 販売高 買取 | 販売高 受託 | 手数料 買取 | 手数料 受託 |
|---|---|---|---|---|---|
| 21年度 | 農産物直売所等 | 114,272 | 175,265 | 22,497 | 26,424 |
| | 合計 | 114,272 | 175,265 | 22,497 | 26,424 |
| 22年度 | 農産物直売所等 | 192,288 | 247,454 | 36,147 | 36,880 |
| | 合計 | 192,288 | 247,454 | 36,147 | 36,880 |

## 5 利用事業

（単位：千円）

| 項目 | | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|
| 収益 | 水稲育苗代金 | — | 32,107 |
| | 請負代金 | — | 24,509 |
| | 計 | — | 56,616 |
| 費用 | 水稲育苗費用 | — | 16,653 |
| | 請負費用 | — | 21,514 |
| | 計 | — | 38,168 |
| 利用事業利益 | | — | 18,448 |

（注）当該項目は、平成22年度から新たに開示しているため、「平成21年度」については、「—」表示としています。

## 6 指導事業

（単位：千円）

| 項目 | | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|
| 収益 | 指導補助金 | 2,065 | 5,931 |
| | 実費収入 | 10,809 | 10,660 |
| | 受入事務委託料 | 356 | 356 |
| | 計 | 13,231 | 16,948 |
| 費用 | 営農改善費 | 31,440 | 21,338 |
| | 生活改善費 | 17,012 | 16,545 |
| | 教育情報費 | 54,333 | 53,484 |
| | 計 | 102,786 | 91,368 |
| 収支差額 | | △89,555 | △74,419 |

## 1 利益率

| 項目 | 平成21年度 | 平成22年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 総資産経常利益率 | 0.14% | 0.19% | 0.05% |
| 資本経常利益率 | 3.50% | 4.85% | 1.35% |
| 総資産当期純利益率 | 0.07% | 0.13% | 0.06% |
| 資本当期純利益率 | 1.72% | 3.38% | 1.66% |

（注）1．総資産経常（当期純）利益率 $= \dfrac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返り）平均残高}} \times 100$

2．資本経常（当期純）利益率 $= \dfrac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

## 2 貯貸率・貯証率

| 区分 | | 平成21年度 | 平成22年度 | 増減 |
|---|---|---|---|---|
| 貯貸率 | 期末 | 18.03% | 16.43% | △1.60% |
| | 期中平均 | 18.42% | 17.33% | △1.09% |
| 貯証率 | 期末 | 7.65% | 7.16% | △0.49% |
| | 期中平均 | 7.98% | 7.29% | △0.69% |

（注）1．貯貸率（期末） $= \dfrac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

2．貯貸率（期中平均） $= \dfrac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3．貯証率（期末） $= \dfrac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

4．貯証率（期中平均） $= \dfrac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

# 経営資料　Ⅴ バーゼルⅡ第３の柱に基づく開示

○農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年３月23日付　金融庁・農林水産省告示第４号　バーゼルⅡ第３の柱）として開示しています。
○「定性的な開示事項」の前年度（平成21年度）の記載については、以下（平成22年度）と同内容のため、記載を省略しています。

## ■バーゼルⅡ（新BIS規制）とは

バーゼルⅡ（新BIS規制）とは、前身であるバーゼルⅠに対して、より高度なリスク計算手法を取り入れた金融機関の自己資本比率に関する国際的な統一基準です。スイスの国際決済銀行（BIS）に事務局を置くバーゼル銀行監督委員会により導入され、わが国でも、平成19年３月末決算からＪＡグループをはじめ全金融機関に対して適用されています。

バーゼルⅡでは、自己資本比率（国際統一基準８％以上、ＪＡ等国内金融機関は４％以上）の算出にあたり、分母となる信用リスク等の評価方法をより精緻（せいち）化（第１の柱）するとともに、自己管理を前提とした統合的なリスク管理状況に対する監督当局の検証（第２の柱）と、適切な情報開示により利用者からのチェック機能を働かせること（第３の柱）で、各金融機関の経営健全化と金融システム全体の維持をはかることが目的とされています。

# 《定性的な開示事項》

## １．自己資本比率の状況等

### ◇自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保につとめるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、平成23年３月末における自己資本比率は、18.09%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額　　1,116百万円（前年度1,101百万円）

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実につとめています。

## ２．信用リスクに関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|---|
| 株式会社格付投資情報センター（R&Ⅰ） |
| 株式会社日本格付研究所（JCR） |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） |
| スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P） |
| フィッチレーティングスリミテッド（Fitch） |

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリーリスク・スコア |
|---|---|---|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー（長期） | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー（短期） | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

（注）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

## 3．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ－またはＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## 4．派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当ありません。

## 5．証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## ６．オペレーショナル・リスクに関する事項

**◇リスク管理の方針および手続の概要**

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合では、オペレーショナル・リスクを、事務リスクとシステムリスクの二つに分けて管理しています。各リスクの管理方針等については、８ページをご覧下さい。

**◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称**

当組合では、自己資本比率の算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、１年間の粗利益の15%の直近３年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

## ７．出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の外部出資として計上されているものをいい、当組合においては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資先については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの評価等については、取得原価を記載し、毀損（きそん）の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

## ８．金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動にともない損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在するなかで金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールにつとめています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 市場金利が上下に２％変動した時（ただし０％を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。
- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間当組合に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

算出した金利リスク量は、四半期ごとにＡＬＭ委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

# 《定量的な開示事項》

## 1．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円）

| 項目 | | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|
| 基本的項目（Tier1） | 出資金<br>（うち後配出資金） | 1,101,140<br>(—) | 1,116,208<br>(—) |
| | 回転出資金 | — | — |
| | 再評価積立金 | — | — |
| | 資本準備金 | 22,249 | 22,249 |
| | 利益準備金 | 2,202,713 | 2,232,416 |
| | 任意積立金 | 11,345,881 | 11,695,048 |
| | 次期繰越剰余金 | 353,064 | 444,503 |
| | 処分未済持分 | △4,987 | △6,028 |
| | その他有価証券の評価差損 | — | — |
| | 営業権相当額 | — | — |
| | 企業結合により計上される無形固定資産相当額 | — | — |
| | 証券化取引により増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| | 計 (A) | 15,020,061 | 15,504,397 |
| 補完的項目（Tier2） | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | — | — |
| | 一般貸倒引当金 | 214,729 | 203,768 |
| | 負債性資本調達手段等 | — | — |
| | 負債性資本調達手段 | — | — |
| | 期限付劣後債務 | — | — |
| | 補完的項目不算入額 | — | — |
| | 計 (B) | 214,729 | 203,768 |
| 自己資本総額 | (C)＝(A)＋(B) | 15,234,791 | 15,708,165 |
| 控除項目 | 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 | — | — |
| | 負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの | — | — |
| | 期限付劣後債務およびこれに準ずるもの | — | — |
| | 非同時決済取引に係る控除額および信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額 | — | — |
| | 基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャーおよび信用補完機能を持つI／Oストリップス | — | — |
| | 控除項目不算入額 | — | — |
| | 計 (D) | — | — |
| 自己資本額 | (E)＝(C)－(D) | 15,234,791 | 15,708,165 |
| リスク・アセット等 | 資産（オン・バランス）項目 (F) | 76,542,327 | 80,197,332 |
| | オフ・バランス取引等項目 (G) | — | — |
| | オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額 (H) | 6,590,107 | 6,622,361 |
| | 計 ((F)＋(G)＋(H)) (I) | 83,132,434 | 86,819,694 |
| 基本的項目（Tier1）比率 | ＝(A)／(I)×100 | 18.06% | 17.85% |
| 自己資本比率 | ＝(E)／(I)×100 | 18.32% | 18.09% |

（注）1．本表記載の数値等は、金融庁・農林水産省告示（農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準）に定められた算式で、平成21年度末は実績値であり、平成22年度末（当期末）は前記貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案に基づき算定したものです。

2．当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3．平成20年度末より平成20年金融庁・農林水産省告示第22号（上記（注）1の告示の特例）が適用されたことにともない、平成21年度および平成22年度ともにその他有価証券の評価損を勘案せずに基本的項目を計算することとされましたが、当組合においては、当該告示の特例による基本的項目への影響はありません。

4．当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## ２．自己資本の充実度に関する事項

（単位：千円）

| 項目 | 平成21年度 リスク・アセット | 平成21年度 所要自己資本額 | 平成22年度 リスク・アセット | 平成22年度 所要自己資本額 |
|---|---|---|---|---|
| イ．信用リスクアセット・所要自己資本の額合計 | 76,542,327 | 3,061,691 | 80,197,332 | 3,207,893 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | — | — | — | — |
| a　わが国の中央政府および中央銀行向け | — | — | — | — |
| b　わが国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| c　地方公共団体金融機構およびわが国の政府関係機関向け | 120,580 | 4,823 | — | — |
| c1　地方公共団体金融機構 | — | — | — | — |
| c2　わが国の政府関係機関向け | — | — | 120,500 | 4,820 |
| d　地方三公社向け | — | — | — | — |
| e　金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 58,398,542 | 2,335,941 | 61,864,854 | 2,474,594 |
| f　法人等向け | 1,506,129 | 60,245 | 1,504,631 | 60,185 |
| g　中小企業等向けおよび個人向け | 237,247 | 9,489 | 216,350 | 8,654 |
| h　抵当権付住宅ローン | 259,744 | 10,389 | 217,640 | 8,705 |
| i　不動産取得等事業向け | 1,240,278 | 49,611 | 1,031,195 | 41,247 |
| j　３ヵ月以上延滞等 | — | — | — | — |
| k　信用保証協会等 | 3,614,673 | 144,586 | 3,564,266 | 142,570 |
| l　共済約款貸付 | — | — | — | — |
| m　出資等 | 8,448,275 | 337,931 | 9,082,105 | 363,284 |
| n　その他 | 2,716,824 | 108,674 | 2,595,789 | 103,831 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ．オペレーショナル・リスク | 6,590,107 | 263,604 | 6,622,361 | 264,894 |
| ハ．総所要自己資本額　（イ＋ロ） | 83,132,434 | 3,325,297 | 86,819,694 | 3,472,787 |

（注）１．所要自己資本額＝リスク・アセット×４％
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「３ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
４．「その他」には、現金・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれています。
５．「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある２以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
６．オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

７．総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

## 3．信用リスクに関する事項

### ①信用リスクに関するエクスポージャーおよび３ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

| 項目 | | 平成21年度 | | | | 平成22年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | うち貸出金 | うち債券 | ３ヵ月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | うち貸出金 | うち債券 | ３ヵ月以上延滞エクスポージャー |
| 法人 | 農業 | 20,000 | 20,000 | — | — | 18,379 | 18,379 | — | — |
| | 林業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 水産業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 製造業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 鉱業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建設・不動産業 | 449,790 | 449,790 | — | — | 18,500 | 18,500 | — | — |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 運輸・通信業 | 1,205,802 | — | 1,205,802 | — | 1,205,008 | — | 1,205,008 | — |
| | 金融・保険業 | 270,076,571 | 4,620,872 | 2,523,594 | — | 287,233,915 | 4,618,578 | 2,014,311 | — |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 3,053,013 | 44,048 | 3,008,965 | — | 3,053,413 | 44,826 | 3,008,587 | — |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 36,582,235 | 16,976,026 | 19,606,208 | — | 34,540,840 | 15,086,499 | 19,454,340 | — |
| | 上記以外 | 8,448,275 | — | — | — | 9,082,105 | — | — | — |
| 個人 | | 40,434,102 | 39,895,070 | — | | 39,581,497 | 39,111,087 | — | |
| その他 | | 5,433,937 | — | — | — | 5,310,348 | — | — | — |
| 業種別合計 | | 365,703,728 | 62,005,808 | 26,344,571 | — | 380,044,007 | 58,897,872 | 25,682,247 | — |
| 1年以下 | | 263,673,747 | 614,772 | 144,318 | | 267,435,596 | 486,297 | 643,023 | |
| 1年超3年以下 | | 4,028,763 | 2,769,483 | 1,259,280 | | 18,844,148 | 2,885,916 | 1,708,216 | |
| 3年超5年以下 | | 10,480,083 | 9,314,605 | 1,165,478 | | 15,493,635 | 11,383,369 | 4,110,266 | |
| 5年超7年以下 | | 18,574,444 | 5,518,339 | 13,056,104 | | 14,967,902 | 2,750,053 | 12,217,848 | |
| 7年超10年以下 | | 13,434,191 | 5,218,258 | 8,215,932 | | 9,964,886 | 3,462,136 | 6,502,750 | |
| 10年超 | | 36,009,849 | 33,506,393 | 2,503,456 | | 33,419,965 | 32,919,823 | 500,142 | |
| 期限の定めのないもの | | 19,502,647 | 5,063,955 | — | | 19,917,873 | 5,010,275 | — | |
| 残存期間別合計 | | 365,703,728 | 62,005,808 | 26,344,571 | | 380,044,007 | 58,897,872 | 25,682,247 | |

（注）1．「３ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
2．「その他」には、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーが含まれています。具体的には、現金、固定資産等です。
3．平成21年度および平成22年度における信用リスクに関するエクスポージャー全体での期末残高と期中のリスク・ポジションとの大幅な乖離はありません。
4．当組合は、国内を中心として事業活動を行っているため、「地域別」の記載を省略しています。

### ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：千円）

| 項目 | | 平成21年度 | | | | 平成22年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
| 一般貸倒引当金 | | 215,966 | 214,729 | 215,966 | 214,729 | 214,729 | 203,768 | 214,729 | 203,768 |
| 個別貸倒引当金 | | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 法人 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 個人 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | | 215,966 | 214,729 | 215,966 | 214,729 | 214,729 | 203,768 | 214,729 | 203,768 |

（注）当組合は、国内を中心として事業活動を行っているため、「地域別」の記載を省略しています。

### ③貸出金償却の額

該当項目はありません。

④標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等　（単位：千円）

| 区分 | 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| リスク・ウェイト　0% | — | 40, 413, 715 | 40, 413, 715 | — | 37, 740, 620 | 37, 740, 620 |
| リスク・ウェイト　10% | — | 37, 352, 524 | 37, 352, 524 | — | 36, 847, 662 | 36, 847, 662 |
| リスク・ウェイト　20% | — | 266, 330, 582 | 266, 330, 582 | — | 283, 703, 199 | 283, 703, 199 |
| リスク・ウェイト　35% | — | 742, 127 | 742, 127 | — | 621, 829 | 621, 829 |
| リスク・ウェイト　50% | 3, 008, 965 | — | 3, 008, 965 | 3, 008, 587 | — | 3, 008, 587 |
| リスク・ウェイト　75% | — | 316, 330 | 316, 330 | — | 288, 466 | 288, 466 |
| リスク・ウェイト100% | — | 17, 539, 481 | 17, 539, 481 | — | 17, 833, 640 | 17, 833, 640 |
| リスク・ウェイト150% | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — |
| 自己資本控除額 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 3, 008, 965 | 326, 694, 763 | 365, 703, 728 | 3, 008, 587 | 377, 035, 420 | 380, 044, 007 |

（注）１．「格付あり」とは、リスク・ウェイト算定において格付を適用しているエクスポージャー、「格付なし」とはリスク・ウェイト算定において格付を適用していないエクスポージャーのことです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
２．エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

## ４．信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額　（単位：千円）

| 項目 | 平成21年度 | | 平成22年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | 適格金融資産担保 | 保証 |
| 地方公共団体金融機構およびわが国の政府関係機関向け | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構 | — | — | — | — |
| わが国の政府関係機関向け | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | — | 449, 790 | — | — |
| 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | — | — | — | — |
| 法人等向け | — | — | — | — |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 857 | — | 13, 456 | — |
| 抵当権付住宅ローン | — | — | — | — |
| 不動産取得等事業向け | 12, 060 | — | — | — |
| ３ヵ月以上延滞等 | — | — | — | — |
| その他 | 420 | — | — | |
| 合計 | 13, 338 | 449, 790 | 13, 456 | — |

（注）１．「その他」は、「中小企業等向けおよび個人向け」に含まれない個人向けエクスポージャー等です。
２．当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。

## ５．派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当項目はありません。

## ６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当項目はありません。

## ７．出資等エクスポージャーに関する事項

①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価　（単位：千円）

| 項目 | 平成21年度 | | 平成22年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場 | — | — | — | — |
| 非上場 | 8, 448, 275 | 8, 448, 275 | 9, 082, 105 | 9, 082, 105 |
| 合計 | 8, 448, 275 | 8, 448, 275 | 9, 082, 105 | 9, 082, 105 |

②出資等エクスポージャーの売却および償却にともなう損益の額

該当項目はありません。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当項目はありません。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当項目はありません。

## ８．金利ショックに対する経済価値の増減額

（単位：千円）

| 項目 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|
| 金利ショックに対する経済価値の増減額 | △1, 453, 732 | △1, 302, 797 |

平成22年度

# JAの概要

# JAの概要

## 1 機構図

（平成23年７月１日現在）

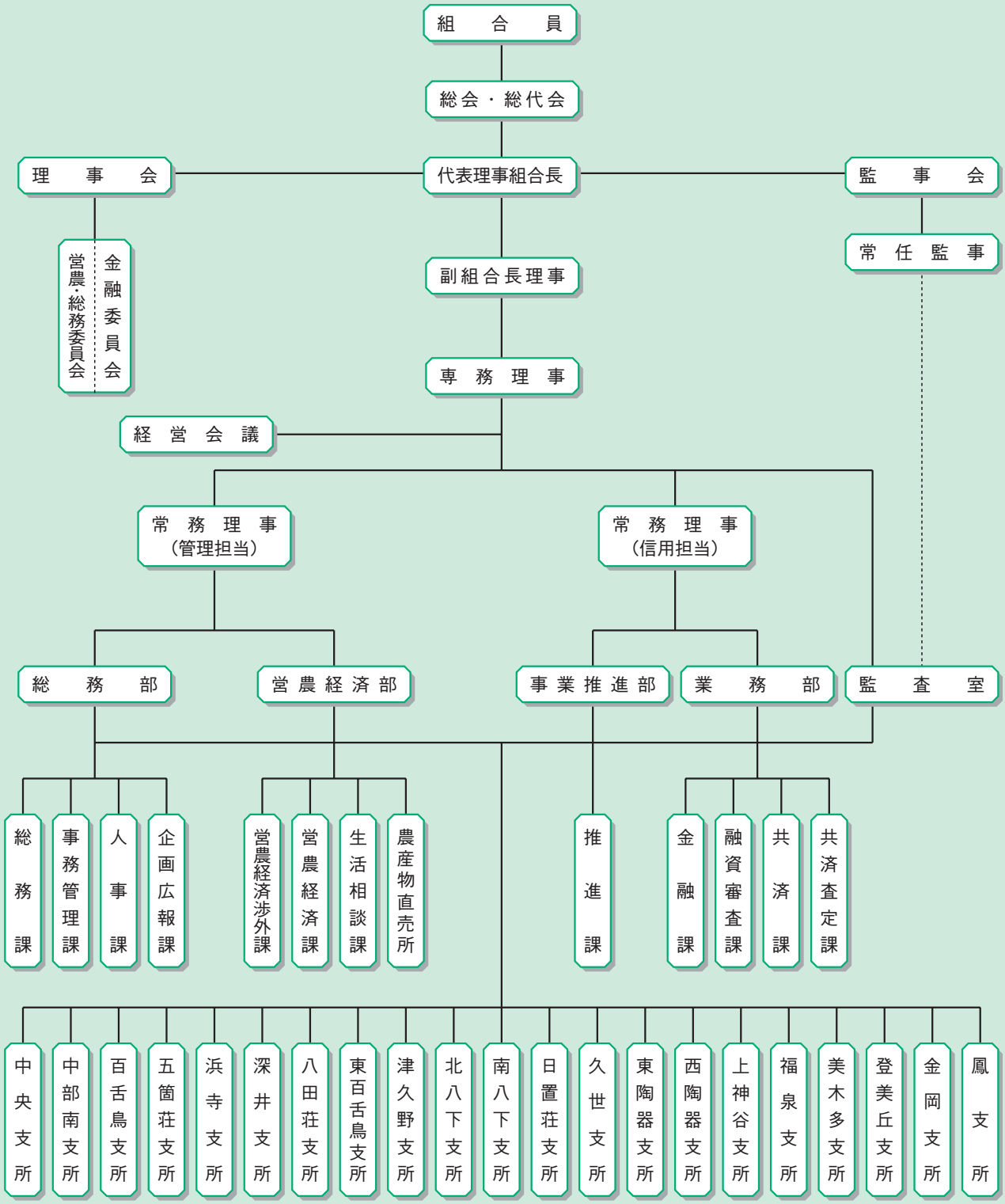

## 2 役員一覧

### ●理　事

（平成23年７月１日現在）

| 役職名 | 氏名 | 代表権 | 役職名 | 氏名 | 代表権 |
|---|---|---|---|---|---|
| 代表理事組合長 | 土山和英 | 有 | 理事 | 藤井紘一 | 無 |
| 副組合長理事 | 田中源二郎 | 無 | 〃 | 山内正信 | 〃 |
| 専務理事 | 寺下三郎 | 〃 | 〃 | 南山眞一 | 〃 |
| 常務理事（管理担当） | 藤原嘉広 | 〃 | 〃 | 大畑敏博 | 〃 |
| 常務理事（信用担当） | 細田茂次 | 〃 | 〃 | 吉田一之 | 〃 |
| 理事 | 雛本宜之 | 〃 | 〃 | 中谷錬一 | 〃 |
| 〃 | 上總茂則 | 〃 | 〃 | 大仲昌彦 | 〃 |
| 〃 | 石田保晴 | 〃 | 〃 | 奥野拓 | 〃 |
| 〃 | 早川功 | 〃 | 〃 | 森弘明 | 〃 |
| 〃 | 中尾清春 | 〃 | 〃 | 橋本征吾 | 〃 |
| 〃 | 霜野繁治 | 〃 | 〃 | 髙槻清彌 | 〃 |
| 〃 | 浅尾文男 | 〃 | 〃 | 西野一郎 | 〃 |
| 〃 | 中辻健司 | 〃 | 〃 | 村田光代 | 〃 |

（注）　細田茂次は、農協法第30条第３項の信用事業を担当する専任の理事です。　（順不同）

### ●監　事

（平成23年７月１日現在）

| 役職名 | 氏名 |
|---|---|
| 代表監事 | 西井史男 |
| 常任監事 | 浅井武 |
| 監事 | 堀内悦男 |
| 〃 | 井上修一 |
| 〃 | 伊藤裕幸 |

（順不同）

（注）１．監事のうち伊藤裕幸は、農協法第30条第12項に定める要件を満たす員外監事です。
２．監事のうち浅井　武は、農協法第30条第13項の常任監事です。

## 3 組合員数

（単位：人、団体）

| 区分 | | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|
| 正組合員 | 個人 | 6, 225 | 6, 144 |
| | 法人　農事組合法人 | 1 | 1 |
| | 法人　その他の法人 | — | — |
| | 計 | 6, 226 | 6, 145 |
| 准組合員 | 個人 | 15, 195 | 16, 363 |
| | 農業協同組合 | — | — |
| | 農事組合法人 | — | — |
| | その他の団体 | — | — |
| | 計 | 15, 195 | 16, 363 |
| 合計 | | 21, 421 | 22, 508 |

## 4 組合員組織の状況

（単位：人）

| 組織名 | 構成員数 |
|---|---|
| 野菜振興会 | 467 |
| 緑花振興会 | 29 |
| 果樹振興会 | 45 |
| 4Hクラブ | 19 |
| 観光農業振興会 | 31 |
| 農作業受託協議会 | 9 |
| 酪農協議会 | 18 |
| 女性会 | 2, 122 |
| 資産管理研究会 | 781 |
| 年金友の会 | 2, 308 |

（注）組織名については７月１日現在を、構成員数については３月31日現在を基準として記載しています。

## 5 特定信用事業代理業者の状況

（平成23年７月１日現在）

該当する項目はありません。

# 6 地区一覧

ＪＡ堺市の地区は、堺市です。ただし、堺市美原区の区域は、大饗、菩提、小寺に限ります。

●事務所および主要施設の所在地

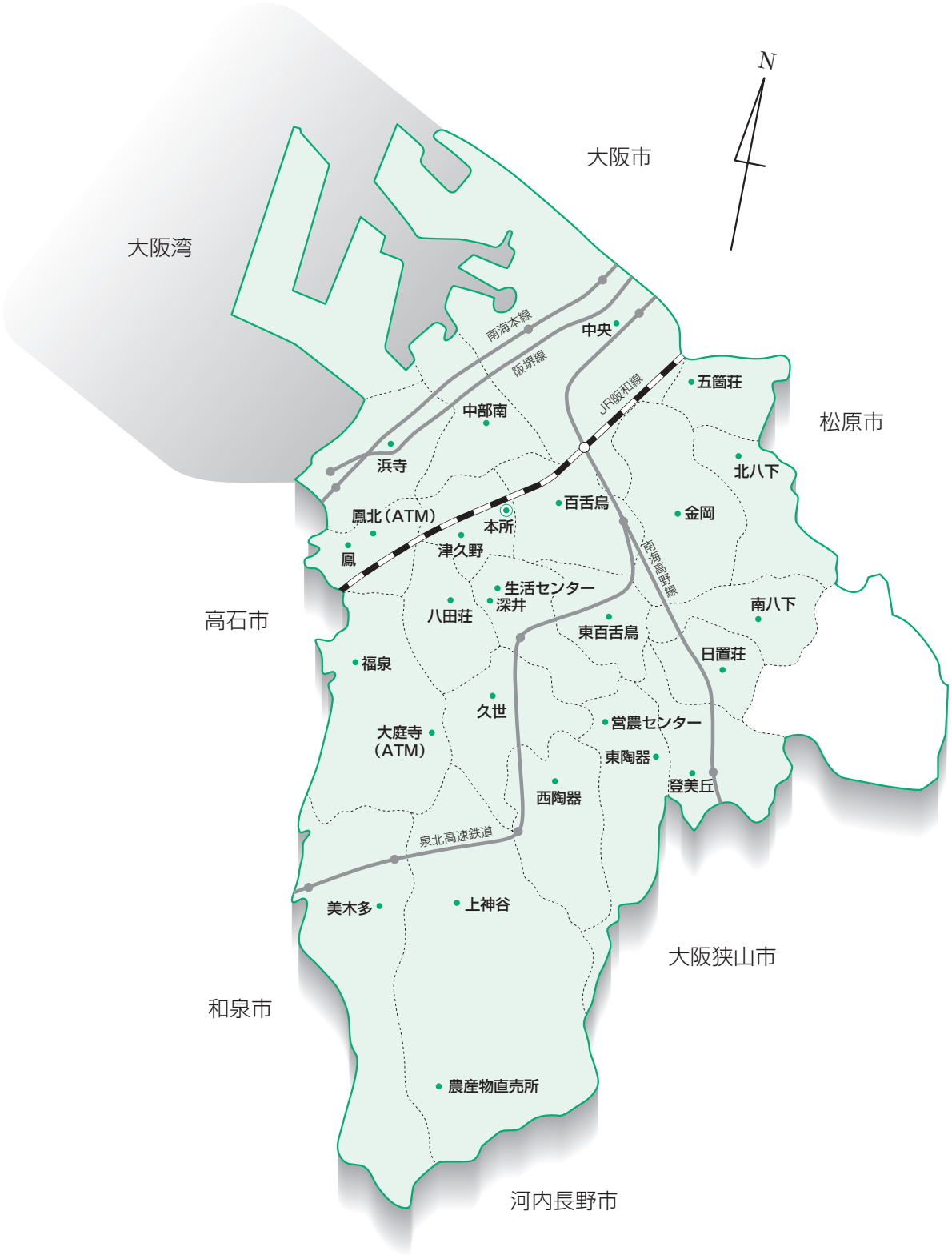

# 7 店舗一覧

## ■事　務　所

（平成23年７月１日現在）

| 施設の名称 | 郵便番号 | 所　在　地 | 電話番号 | 事業内容 | ＡＴＭ設置台数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 本　所 | 593-8301 | 堺市西区上野芝町２丁１番１号 | 278-3333 | 総合・相談その他 | １台 |
| 営農センター | 599-8242 | 中区陶器北56-２ | 234-1900 | 購買・販売・利用・指導・相談 | — |
| 農産物直売所 | 590-0125 | 南区鉢ヶ峯寺2036-１ | 296-9926 | 販売 | — |
| 生活センター | 599-8272 | 中区深井中町1455-３ | 270-5454 | 加工・指導 | — |
| 中央支所 | 590-0005 | 堺区南清水町２丁４-１ | 238-3107 | 総合 | １台 |
| 中部南支所 | 590-0814 | 堺区石津町３丁４-１ | 241-2785 | 総合 | １台 |
| 百舌鳥支所 | 591-8037 | 北区百舌鳥赤畑町５丁743-４ | 252-2528 | 総合 | １台 |
| 五箇荘支所 | 591-8005 | 北区新堀町２丁103 | 252-0403 | 総合 | １台 |
| 浜寺支所 | 592-8348 | 西区浜寺諏訪森町中３丁244-25 | 262-0122 | 総合 | １台 |
| 深井支所 | 599-8272 | 中区深井中町1454-１ | 278-0112 | 総合 | １台 |
| 八田荘支所 | 599-8267 | 中区八田寺町226-１ | 271-1541 | 総合 | １台 |
| 東百舌鳥支所 | 599-8232 | 中区新家町253-１ | 237-5461 | 総合 | １台 |
| 津久野支所 | 593-8322 | 西区津久野町２丁９-11 | 271-5821 | 総合 | １台 |
| 北八下支所 | 591-8012 | 北区中村町253-６ | 252-0054 | 総合 | １台 |
| 南八下支所 | 599-8103 | 東区菩提町５丁232 | 285-0129 | 総合 | １台 |
| 日置荘支所 | 599-8114 | 東区日置荘西町３丁13-８ | 285-0023 | 総合 | １台 |
| 久世支所 | 599-8251 | 中区平井122-２ | 278-0122 | 総合 | １台 |
| 東陶器支所 | 599-8242 | 中区陶器北455-１ | 237-5101 | 総合 | １台 |
| 西陶器支所 | 599-8246 | 中区田園575-７ | 236-5481 | 総合 | １台 |
| 上神谷支所 | 590-0121 | 南区片蔵30 | 297-0521 | 総合 | １台 |
| 福泉支所 | 593-8312 | 西区草部182-２ | 273-4051 | 総合 | １台 |
| 美木多支所 | 590-0136 | 南区美木多上44-１ | 297-0621 | 総合 | １台 |
| 登美丘支所 | 599-8126 | 東区大美野65-４ | 235-1551 | 総合 | １台 |
| 金岡支所 | 591-8022 | 北区金岡町1088 | 252-0027 | 総合 | １台 |
| 鳳支所 | 593-8326 | 西区鳳西町１丁76-２ | 263-6112 | 総合 | １台 |
| 合　計 | | 25ヵ所 | | | 22台 |

（注）事業内容欄の総合とは、信用・共済・購買・販売・指導事業をいいます。

## ■店外ＡＴＭ

| 施設の名称 | 所　在　地 | ＡＴＭ設置台数 |
|---|---|---|
| 大庭寺キャッシュサービスコーナー | 堺市南区大庭寺106-４ | １台 |
| 鳳北キャッシュサービスコーナー | 西区鳳中町２丁50-２ | １台 |
| 合　計 | 2ヵ所 | 2台 |

# 8 沿革・あゆみ

| | |
|---|---|
| 昭和44年３月 | 堺市内19農協が合併し「堺市農業協同組合」発足 |

昭和44年３月１日、19農協の合併で堺市農業協同組合が発足した

| | |
|---|---|
| ９月 | 『堺市農協情報』創刊（平成５年４月『ＣＲＯＰ』に改称） |
| 昭和46年５月 | 堺市農協農業会館（本所）完成 |

完成した堺市農協農業会館

| | |
|---|---|
| 昭和47年５月 | 旧金岡・鳳農協と合併し、一市一農協として発足 |
| 昭和49年５月 | 全国農協初の独自オンラインシステムの稼働 |
| 昭和51年６月 | 育苗センター完成（昭和56年４月「営農センター」に改称） |
| ９月 | 第１回小学生夏休み児童作品コンクール開催 |

第１回小学生夏休み児童作品コンクール開催

| | |
|---|---|
| 昭和51年11月 | 第１回堺市農業祭開催・営農テレホンサービス開始（ＴＥＬ　072-277-3591） |

「街に緑を農業に未来を」をテーマに第１回堺市農業祭が開催された

| | |
|---|---|
| 昭和53年９月 | 「営農フェア」開催（現在の「ＪＡフェア」の前身） |
| 昭和54年３月 | 合併10周年記念式典挙行 |
| 昭和56年４月 | 外務（渉外）担当職員設置 |
| ６月 | 堺市農業研修センター完成 |
| 昭和57年12月 | 計画（予約）購買制度スタート |
| 昭和58年５月 | 第１次中期経営計画策定（以後３年ごとに策定。現在第10次同計画を実践中） |
| 昭和59年１月 | 営農外務員制度導入 |
| ８月 | 全銀内国為替制度に加盟 |
| 12月 | 第１次地域農業振興計画策定（以後５年ごとに策定。現在第６次同計画を実践中） |
| 昭和60年10月 | ＡＴＭ全店舗に設置 |
| 昭和61年７月 | 堺市農協資産管理連絡協議会発足 |
| 昭和63年６月 | 学経理事制導入 |
| ９月 | 年金友の会連絡協議会発足 |
| 平成元年３月 | 合併20周年記念式典挙行 |
| ４月 | 土曜組合員相談室開設 |
| ６月 | 長期共済保障保有高3,000億円達成 |
| ９月 | 婦人会（女性会の前身）結成20周年記念大会開催 |
| 11月 | ハンディ端末機導入 |
| 平成２年４月 | 営農情報紙『わかば』創刊 |
| ８月 | 貯金残高2,000億円達成 |
| 平成３年10月 | 農産加工所（生活センター）開所 |

平成４年４月　農協ＣＩを導入し、愛称「ＪＡ堺市」設定

愛称を「ＪＡ堺市」に

平成５年７月　資産管理情報誌『みのり』創刊

平成７年４月　新土壌分析システム導入

平成９年１月　本所機構の改革実施（５部２室12課制）

平成10年３月　ＪＡ全中から「平成９年度優良農業協同組合表彰」受賞

ＪＡ全中「平成９年度優良農業協同組合表彰」を受ける津塩組合長

10月　鳳南支所、大庭寺・鳳北出張所を、福泉支所、鳳支所に統合

11月　購買品配送体制の合理化（８支所を対象に試行）実施

平成11年３月　合併30周年記念式典挙行

８月　府から「特定組合」の承認を受ける（余裕金運用基準の緩和）

９月　女性会結成30周年記念式典挙行

10月　証券投資信託の取り扱い開始

平成12年４月　ＡＬＭ（資産と負債の総合管理）委員会設置

４月　農業公園　堺・緑のミュージアム『ハーベストの丘』開園。同所に地場農産物を販売する『農産物直売所』設置

12月　コンプライアンス（法令等順守）・マニュアル制定

平成13年６月　ホームページ開設

７月　長期共済保障保有高6,000億円達成

平成14年１月　ＪＡＳＴＥＭ（信用事業新電算システム）へ移行

平成15年３月　ＪＡ全中から「平成14年度特別優良農業協同組合表彰」受賞

平成16年２月　第３回ＪＡバンク全国大会で「優績表彰」受賞

４月　大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」のトレーサビリティーシステムをＪＡ堺市のホームページに導入

平成17年３月　「堺市農業協同組合個人情報保護方針」と「セキュリティー基本方針」を制定

４月　「個人情報保護法に関する法律」施行

８月　貯金残高3,000億円達成

10月　経済事業改革にともなう組織整備。営農部と経済部を統合し「営農経済部」を設置

11月　営農センター購買倉庫・購買店舗営業開始

平成18年４月　「ハーベストの丘農産物直売所」の指定管理者となる

平成19年５月　営農センター育苗施設をリニューアル

12月　「こども110番運動」をスタート

平成20年３月　新型残留農薬検査機導入

４月　全ＡＴＭの日曜・祝日稼働開始

４月　「内部統制システムに関する基本方針」制定

５月　中部南支所新事務所竣工

平成21年４月　ホームページに食農教育コーナー、農産物直売所コーナー、モバイルサイトの新設

５月　上神谷支所新事務所竣工

６月　学校給食への地場産タマネギの提供開始

６月　「利益相反管理方針」の制定

12月　「ハーベストの丘農産物直売所」新築オープン

平成22年１月　「金融円滑化にかかる基本的方針」の制定

５月　ＪＡ全共連から共済保有額純増率全国１位で「特別優績表彰」受賞

12月　「ハーベストの丘農産物直売所」オープン１周年イベント、愛称「またきて菜」に決定

愛称「またきて菜」に決定

平成23年３月　食農教育用ＤＶＤ「私たちのまち“堺のみのり”」を制作

「私たちのまち“堺のみのり”」

# 開示項目一覧

## 【農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目】


1．組合の概況および組織に関する事項
業務の運営の組織 …… 62
理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名 …… 63
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項 …… 63
事務所の名称および所在地 …… 65

2．組合の主要な業務の内容 …… 17

3．組合の主要な業務に関する事項
直近の事業年度における事業の概況 …… 4
直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 42
経常収益、経常利益または経常損失、当期剰余金または当期損失金
出資金および出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高
貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率
法第52条第２項の区分毎の剰余金の配当の金額、職員数
直近の２事業年度における事業の状況を示す指標
主要な業務の状況を示す指標
①事業粗利益および事業粗利益率 …… 43
②資金運用収支、役務取引等収支およびその他事業収支 …… 43
③資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利ざや …… 43
④受取利息および支払利息の増減 …… 43
⑤総資産経常利益率および資本経常利益率 …… 53
⑥総資産当期純利益率および資本当期純利益率 …… 53
貯金に関する指標
①流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 …… 44
②固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金およびその他の区分ごとの定期貯金の残高 …… 44
貸出金等に関する指標
①手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高 …… 45
②固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高 …… 45
③担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証および信用の区分をいう）の貸出金残高および債務保証見返額 …… 45
④使途別（設備資金および運用資金の区分をいう）の貸出金残高 …… 45
⑤業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 …… 46
⑥主要な農業関係の貸出実績 …… 46
⑦貯貸率の期末値および期中平均値 …… 53
有価証券に関する指標
①有価証券の種類別の平均残高 …… 49
②商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債および貸付商品債券の区分をいう）の平均残高 …… 49
③有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう）の残存期間別の残高 …… 49
④貯証率の期末値および期中平均値 …… 53

4．組合の業務運営に関する事項
リスク管理の体制 …… 8
法令順守の体制 …… 9
※金融ＡＤＲ制度への対応 …… 14

5．組合の直近の２事業年度における財産の状況に関する事項
貸借対照表、損益計算書 …… 28
剰余金処分計算書または損失金処理計算書 …… 39
貸出金のうち下に掲げるものの額および合計額 …… 47
破綻先債権に該当する貸出金、延滞債権に該当する貸出金
３ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金、貸出条件緩和債権に該当する貸出金
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額 …… 47
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 …… 48
貸出金償却の額 …… 48
下の取得価額または契約価額、時価および評価損 …… 50
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引
自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が別に定める事項 …… 54


## 【その他の開示項目（任意開示項目）】


あいさつ …… 1
経営理念 …… 2
経営方針 …… 2
経営管理体制 …… 2
農業振興活動 …… 2
地域貢献情報等 …… 3
事業活動のトピックス …… 6
※利用者保護等への取組み …… 11
利益相反管理方針の概要 …… 11
※反社会的勢力への対応 …… 12
※金融円滑化への取組み …… 13
内部統制システムに関する基本方針 …… 15
系統セーフティネット …… 26
キャッシュ・フロー計算書 …… 30
部門別損益計算書 …… 40
財務諸表の正確性等にかかる確認 …… 41
貯金の科目別期末残高 …… 44
貸出金の科目別期末残高 …… 45
金融再生法開示債権の状況 …… 47
開示債権と自己査定の相関図 …… 48
為替業務等取扱実績 …… 49
共済事業取扱実績 …… 51
購買事業取扱実績 …… 52
販売事業取扱実績 …… 52
※利用事業 …… 52
指導事業 …… 52
組合員数 …… 63
組合員組織の状況 …… 63
地区一覧 …… 64
沿革・歩み …… 66


※印は、当年度から開示している項目です。

## 用語の説明

（５０音順）

**●円Ｌｉｂｏｒ**
円のロンドン銀行間取引金利のこと、資金調達コストの基準

**●オペレーショナルリスク**
職員の事務事故やシステム障害などによるリスクのことをいう。新ＢＩＳ規制では、１年間の粗利益に１５％を乗じて得た値の直近３年間の平均値をオペレーショナルリスクとする。

**●大阪エコ農産物**
農薬の使用回数、化学肥料（チッソ・リン酸）の使用量が大阪府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するもの

**●価格変動リスク**
市場性リスクの１つの形態で、投資した金融資産の価格が変動することにより当初期待した収益（リターン）と異なる結果になること

**●ガバナンス**
企業統治。組合の内部統制の仕組みや不正行為を防止する機能

**●キャッシュ・フロー**
一定期間内に企業が出し入れした資金の額

**●金利変動リスク**
市場性リスクの１つの形態で、金利変動による債券価格が変動すること

**●コンプライアンス**
法令等順守。企業が「消費者契約法」などに定められた民事ルールや行政規制などの取り締まりルールを守るだけでなく、その実効性を高めるために自主行動基準を設定し、企業内倫理を確立し、順守すること

**●資金繰りリスク**
流動性リスクの１つの形態で、資金繰りがつかなくなり、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること

**●市場性リスク**
株式市場や債券市場などの市場に投資する際に被らなければいけないリスク

**●市場流動性リスク**
流動性リスクの１つの形態で、市場の混乱等により不利な価格での取引を余儀なくされること

**●信用リスク**
貸出債権の債務者や国債・社債等の債券発行事業体が、債権を履行できなくなるリスク

**●新ＢＩＳ規制**
２００７年から導入された国際基準の自己資本比率規制

**●スワップレート**
前述の円Ｌｉｂｏｒ等の代表的な変動金利と交換対象となる固定金利のこと

**●内部統制システム**
組合が健全な経営を行うため　①業務の有効性および効率性　②財務報告の信頼性　③法令等の順守　④資産の保全　を目的に構築するしくみ

**●ポートフォリオ**
資産を複数の金融商品に分散投資すること、またはその投資した金融商品の組み合わせ

**●リスク**
損失や不都合を生む可能性を指す。総括して「危険性」

**●リスク・アセット**
定められた危険率に応じて配分した金融資産

**●リスクフリーレート**
誰でもリスクなしで得ることができる金利

**●リスクヘッジ**
リスクを回避・低減する工夫をすること

**●流動性リスク**
現金等の流動資産の調達運用に関わるリスク

**●ＡＬＭ**
資産（Ａ：アセット）と負債（Ｌ：ライアビリティー）を総合的に管理（Ｍ：マネジメント）することにより、金利変動や為替相場の変動などの市場リスクと流動性リスクを管理する手法のこと

**●ＩＣキャッシュカード**
偽造や不正な読み取りが困難なＩＣ（半導体集積回路）を内蔵し、高い安全性を確保したカード

JA堺市

JA堺市　ディスクロージャー誌

発　行　日　平成23年７月29日
編集・発行　堺市農業協同組合
〒593-8301
堺市西区上野芝町2丁1番1号
TEL 072-278-3333
http://www.ja-sakai.or.jp

PRINTED WITH SOY INK
環境にやさしい大豆油インキを使用しています。